
令和6年大和町議会3月定例会議会議録

令和6年2月28日（水曜日）

応招議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

出席議員（16名）

2番	児玉金兵衛君	10番	渡辺良雄君
3番	佐々木久夫君	11番	千坂裕春君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	門間浩宇君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子ども家庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 （門間浩宇君）

皆さん、おはようございます。

本日、3月定例会議2日目であります。よろしくお願いを申し上げます。

開会前にご連絡があります。

昨日、執行部より資料訂正に関する申出がありました。つきましては、訂正の詳細などを事務局長より説明をさせますので、お聞き願います。

事務局長 （櫻井修一君）

ただいま議長が申しあげました資料訂正につきまして、説明をさせていただきます。

訂正する資料は、令和6年度各種会計予算及び予算に関する説明書となります。お手元にあります予算書説明書151ページをお開き願いたいと思います。151ページでございます。よろしいでしょうか。

議案第32号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。第1条に、「歳入歳出それぞれ23億598万1,000円と定める」とありますが、その金額を「23億599万1,000円」と訂正するものでございます。記載の数字については「2,305,981」とございますが、それが「2,305,991」千円となります。

議員の皆様は資料につきましては既に訂正をしておりますが、お元の説明書につきましてはこの後、今日午後前の昼休みの休憩時間を使いまして訂正作業をさせていただきますので、移動される際は議席の上に出していただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

事務局の連絡は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （門間浩宇君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により 8 番千坂博行君、9 番今野善行君を指名します。

日程第 2 「議案第 4 号 大和町健康づくり推進協議会条例」

議 長 （門間浩宇君）

日程第 2、議案第 5 号 大和町健康づくり推進協議会条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 5 号 大和町自死予防対策連絡協議会条例」

議 長 （門間浩宇君）

日程第 3、議案第 4 号 大和町自死予防対策連絡協議会条例を議題といたします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 5 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４「議案第６号 大和町予防接種健康被害調査委員会条例」

議 長 （門間浩宇君）

日程第４、議案第６号 大和町予防接種健康被害調査委員会条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。７番馬場良勝君。

７ 番 （馬場良勝君）

まず、お尋ねをします。この条例、この時期にこういう改正になった経緯を教えてくださいいただきたいと思います。

議 長 （門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

この条例の制定の経緯ということまでのご質問でした。この条例は、もともと健康被害調査委員会自体は昭和63年に町のほうで決めました要綱に基づいて設置されておりました組織であります。地方自治法の規定、前段の第４号・第５号の議案の際にもご説明いたしたところですが、附属機関として審査・諮問・調査のために機関を置く場合は条例によらなければならないというような規定がございます。

そういったことを踏まえて、この予防接種健康被害調査委員会自体も予防接種の健康被害申請案件を調査・審議する機関であるということを踏まえまして、設置要綱になじまない、むしろ条例化すべきというところで判断いたしまして、今回ご提案させていただいたものであります。よろしくお願いします。

議 長 （門間浩宇君）

馬場良勝君。

７ 番 （馬場良勝君）

であれば、開催というのは要はそういう被害の申入れがあつて開催されるのか、それとも年に何回か開催して審議をするのか、その辺もう一度ご答弁。

議 長 （門間浩宇君）
大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

この会議自体の開催の仕方につきましては、もちろん申請があつた都度が基本でございますし、年に一度町の予防接種の実績あるいは来年度の計画、そういった審議するものを例年年度末、今年であれば1月・2月の時期に開催しております。

あとは申請の都度、委員の方々は医師なので日程調整難しいんですけども、その都度速やかに開催をしているところになっております。

議 長 （門間浩宇君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

実効性が大事かと思うんですね。条例改正して、要はいろいろありますからそういう訴えがあつたときに、ちゃんとそれが機能してその方のためになるのかというところが非常に大事だと思うので、いま一度答弁いただけますでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）
大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

健康被害自体は、この審査会を開く前段で健康推進課のほうが窓口となっております。今回のコロナワクチンに関しましても、これまで4件ほど認定を受けておりますけれども、私も係の者に過去の部分をちょっと確認したんですが、相談がなかったわけではなかった。ただどうしてもあまり重篤にならない案件で、申請には至らなかったということもございます。

少なくとも、こういった健康被害については救済制度があるということの周知、あるいは相談が来た際の対応という部分は丁寧にしてまいりたいと思います。

議長（門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第7号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（門間浩宇君）

日程第5、議案第7号 大和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第8号 大和町手数料徴収料条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第6、議案第8号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第9号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第7、議案第9号 大和町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第10号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第8、議案第10号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第11号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第9、議案第11号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第12号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第10、議案第12号 大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第13号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第11、議案第13号指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第14号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 （門間浩宇君）

日程第12、議案第14号 大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第16号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第13、議案第16号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第17号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

議長（門間浩宇君）

日程第14、議案第17号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第18号 令和5年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第15、議案第18号 令和5年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

事項別明細の27ページの子供インフルエンザ予防接種費用助成費用419万8,000円の減額ですが、私の記憶するところでは強い要望があって予算を計上したかに覚えているんですが、この金額というのは何人分の減額ということで減額しているのか、まず確認させていただきます。

議 長 （門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

子供インフルエンザ予防接種の実施実績についてご説明をいたします。

1月末までの状況で、実績といたしましては小学生・中学生・高校生を合わせまして2,542件接種しております。接種率、対象者から見ますと年代によって若干変わりますが、小学生については2回接種するんですが大体30%、1回目が38%・2回目が32%、中学生につきましては1回しか接種しないんですが29%、高校生は17%という状況になります。

当初予算の人数は今ちょっと手元にございませんが、接種率が思うほど低調だというような状況で、今回大きく予算が余るところがありましたので、不用額を今回減額させていただいたものです。

議 長 （門間浩宇君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

当初予算の編成時に町長に各課の予算必要な分を上げて、それを町長が精査していきながら予算編成は行われると思います。そういった中である程度多額の減額があると、別の事業で使える可能性が出てくるやに思えるので、そういったものというのは今後実績ベースで出していかなくちゃいけない、または要望のある中でもどのくらいの実績があるのかというものを、今後十分に精査していく必要があるかと思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

議 長 （門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

先ほど資料をもう一度読み返しましたがけれども、小学生でありますと3,840人ほどの見込みに対して、実績が2,100人ぐらいということでございます。接種率、今回低調だということもありました。ある程度、実績ベースで翌年度の予算要求をしているところございますが、その辺今年のインフルエンザに関しましては夏秋以降、少し早い時期から感染が蔓延したところもございました。接種前に罹患されているケースもあったのかなというところ、今年の接種率の状況についてはそういったところも少し推測されるところであります。

ただ予算要求の段階では、ある程度その実績に見合った部分、あるいは目標とすべきところもございますので、その辺のバランスを取りながら適正な予算要求について努めてまいりたいと思っております。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

事項別明細書の12ページになるかと思います。2款1項6目企画費の中で、地域お

こし協力隊事業皆減ということになっているかと思うんですけども、応募等々その辺の中身を少し。

議長（門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度初めて地域おこし協力隊事業を実施いたしまして、募集に関しましては昨年の7月24日から募集開始をさせていただきます、まずはその年ということで年末まで1回目の募集を期間として募ったところでございます。その間神奈川県の方から、大学生でございましたが1名応募いただいたということで、まず一次審査で書類選考という形で動機等をお書きいただいて提出をいただいて、二次審査でウェブ形式でもって面接を実施させていただきました。

何分私どもも初めての事業でございますので、その辺慎重性を発揮しながら、応募いただいた方はやる気はございましたが今現在大学生ということで、3回生というような大学生でございまして、その辺の部分については「まず学業のほうを優先をいただきたいながら」ということで、「そういったお気持ちがあれば私どものほうに再度いただければ」ということで、今回は採用には至らなかったということで、募集は継続してございますが、なおそういった形で応募いただけるようにいろいろPRしていきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

議長（門間浩宇君）

馬場良勝君。

7 番（馬場良勝君）

今のご答弁だとお一人だけの応募だったということだったかと思います。やっぱり当初から、ちょっと中身についてどういうものを期待するのか、求めるのかという部分が少し曖昧だった部分があるのかなとも思いましたので、今後その辺も予算に入ってくるでしょうから、中身のほうをどういうことをさせるのか、どういうことを求めているのか、どういうふうに使っていくのかというのをしっかりと精査しないと、ま

た1人とかそういう応募になってしまうかと思うので、他自治体成功例のあるところもあるし、失敗例のあるところもある。いま一度、その辺丁寧にやっていただきたいと思うんですけれども、もう一度ご答弁。

議 長 （門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 （江本篤夫君）

再質問にお答えをさせていただきます。

そのように応募の趣旨という形で、私どもとしましては西部地区方面のふるさと産品開発協議会を主としながら、ふるさと納税等のPR強化という形で募集をさせていただいたというところでございます。その辺の部分と、併せていろいろな可能性を今後新年度予算のほうには組入れながら募集をしていきたい、応募していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いします。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。10番渡辺良雄君。

10 番 （渡辺良雄君）

事項別明細書の24ページ児童館費のところ、ご説明では吉田児童館の母親クラブ解散というご説明をいただいたんですけれども、なぜ解散に至るのかという背景的なことを少し伺いできないかなと。こういったのが他の児童館に波及とか、そういったようなことをちょっと心配するものですから。

それと、金額よりも母親クラブといったものが解散に至ると何か私的には寂しい思いがするんですけれども、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

議 長 （門間浩宇君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長 （村田充穂君）

それでは、渡辺議員の吉田児童館の母親クラブの解散についてご答弁させていただきます。

解散の理由につきましては、母親クラブの会員の方の高齢化とか、あとコロナもあったものですから活動のほうはどうしても硬直してしまったということで、解散というところで吉田児童館の母親クラブの中で決まっていたというところでございます。

その代替としまして、吉田児童館のほうで母親クラブはもちろんあったほうがいいんですけども、そういった方向性を定めたというところであればということで、地域の各団体等、学校はじめ各組織・愛林公益会等、そちらのほうとの連携をさらに強化していくということで、母親クラブの代替を想定しながら運営は可能ということもあったものですから、母親クラブの解散についても同意というわけではないですけども、進んでいったという背景は伺っております。

「ほかのクラブに波及しないのか」というところでございますが、母親クラブの児童館における役割というのは非常に大きいものと思っております。児童館の運営の中に、地域活動との協働というところが大きく打ち出されておりますので、児童館と母親クラブというのは両輪で回していくものだと思っておりますので、その中での活動というのは非常に大切ななと思っております。

残っている宮床児童館についても、地域とのつながりを大切にしながらやっておりますし、あと鶴巣の児童館につきましては非常に以前から活発な活動をしておりまして夏まつり、あと今度春3月にも防災センターのほうでお祭りをやるということで、そちらのほうにも協力してタイアップしてやっていくということになっておりますので、波及については抑えながら今後も継続して活動していきたいなと思っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（門間浩宇君）

渡辺良雄君。

10 番（渡辺良雄君）

大体理解をいたしました。復活の手だてというのはあるのかどうか、その辺のところ「やってみたけれどもやっぱりうまくいかないの、もう一回戻したいんだ」というような話が出たときに、「それ、ありだよ」というふうな方向はお考えかどうか、それだけ確認させてください。

議長（門間浩宇君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長 （村田充穂君）

復活につきましては、今現在先ほど申し上げましたとおり、児童館のほうで地域の既存の組織のほうといろいろタイアップしてやっているというところありますので、そちらの状況を見ながら、現役世代の母親の方とかの事業への参加の状況とかというところもございますので、そういったところを見定めながらやっていく必要があるのかなと思って考えております。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

もう1点、すみません。

40ページの9款5項4目10節の需用費、賄い材料費で500万円ほど補正を組まれております。主なもの、どういうものがこの金額になるのかお尋ねをいたします。

議 長 （門間浩宇君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

それでは、馬場良勝議員の質問にお答えさせていただきます。

今回給食費の賄い材料費の増額ということでございますけれども、全体的に油代とかそういうものがちょっと高騰しておりまして、特にそういったものが非常に大きくなっているという状況でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。2番児玉金兵衛君。

2 番（児玉金兵衛君）

事項別明細書の30ページ、6款1項2目の商工振興費の地域産業支援事業なんですけれども、この施策の手応えと、それから今後支援の仕方について何か考えていくべき

課題とか捉えているところあれば、お聞かせください。

議長（門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

児玉議員さんの質問にお答えさせていただきます。

こちらの地域産業支援事業についてなんですけれども、これにつきましては令和4年度から新たな事業ということで取り組ませていただきました。今までは、空き店舗事業ということでの1点のみだったんですけれども、そのほかに商品開発、それからお店のイメージアップのための3つの事業で取り組ませていただきました。

今回の補正予算につきましては、説明でもお話ししたとおり当初予算で3店舗、当初4月・5月の申込み期間中に6件の申込みといいますか相談がございました。ということで、3件足りないということで6月補正でお認めをいただきまして、予算化を組んだところだったんですけれども、2店舗が事業に踏み切ることができなかったということで、今回減額補正というところでございました。

それから、もう1つ大きな目玉の事業でありました商品開発、こちらのほうにも力を入れていたところだったんですけれども、今回どうしても商品開発には至らなかったというところでございました。町の商工観光課としまして、この商品開発にもう少し力を入れて、市の活性化といいますか地場産品の開発、そういったものに力を入れていきたいなというところでございますので、もう少しくろかわ商工会とか商店街の方々と協力を密にしながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（門間浩宇君）

児玉金兵衛君。

2 番（児玉金兵衛君）

ご説明いただいたとおり、当初の見込みよりも3店舗ほど多くなので、手応えは十分ある施策だと思います。でも、気になったのが2店舗途中でそこまで至らなかったということで、どの程度企画にチャレンジしている人にどの程度課として寄り添って、ゴールまで至れるようにどの程度寄り添ったのかなと。そこら辺、もうちょっと工夫

が、必要なんじゃないかなというふうに思いました。どのように応募された方とお付き合いて、そこら辺のところもうちょっとだけ詳しくお聞かせいただきたいんです。諦めてしまったその2店舗に関して、今後「もうちょっとこうすればよかったな」みたいな気持ちがあれば、お聞かせください。

議 長 （門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

児玉議員の再質問でございます。今回見送られた2店舗につきまして、もう少し詳しく説明させていただきます。

1店舗につきましては、お店を開くまでの資金計画に至らなかったというところがございます。その後連絡が取れない状態で行ったので、どういう状態だか分からないんですけれども、やっぱり予算がちょっと足りなかったのかなというところで行って、今現在くろかわ商工会のほうで創業者支援事業というのがございます。そういったところで相談というところで、こちらでも紹介しているところでございます。

それからもう1店舗につきましては、こちらは県の営業許可申請にちょっと時間を要してしまったというところで行って、年内3月まで空き店舗を活用した改修工事まで終了することができないということで行いましたので、逆に次年度以降に申請したいということで行いましたので、そういったところで町としても県のほうの許認可等の支援につきましては、率先して支援しているところでございます。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

児玉金兵衛君。

2 番（児玉金兵衛君）

地元の商工会と連携してというお答えでございましたけれども、それぞれ得意な分野・役割はあるんでしょうけれども、悪い意味で例えば「こちらの分野はこちらにお任せ」「こちら任せ」というと、どっちも動けないとどっちもボール取れないみたいな話にもなりかねないので、お互いいいところも理解しつつさらにお互いヒントを与

え合うような、そういう意味で積極的にお互い情報を共有しながら役割も共有するみたいなのりで、伴走型のいい施策だと思いますので、こつこつ起業家の件数が毎年少しずつ伸びていくように、一生懸命商工会と連携して支援を続けていただきたいと思います。

もう一言だけ、今後の見通しを一言。

議 長 （門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

児玉議員の再質問でございます。

確かにコロナ禍の時点ではですね空き店舗を活用したというところで、令和2年度が1店舗、それから令和4年度が1店舗でございました。その反動で、令和5年度は4店舗に開業していただきました。

先ほど申し上げましたくろかわ商工会の取り組んでおります伴走型の支援、創業者支援事業、この間仙台のほうで発表会がございました。それを私も聞かせていただいたんですけども、「商工会でここまでよく寄り添って、事業者支援に取り組んでいるな」というところがございましたので、そういったところをまた商工会とももっと密にしまして、町としましても取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。3番佐々木久夫君。

3 番（佐々木久夫君）

事項別明細書の38ページでございます。4の「まほろばホール」の管理費の中でございます。ちょっと気になっているのは、10の需用費でございます。当初予算より700万円も減額、この理由は何でしょうか、お聞きしたいと思います。

議 長 （門間浩宇君）

公民館長村田晶子君。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、佐々木議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらは冷暖房用の灯油代、またあと電気料の残額がございましたので、そちらの減額によるものでございます。よろしくお願いします。

議 長 （門間浩宇君）

佐々木久夫君。

3 番（佐々木久夫君）

今灯油とかの高騰という言葉がはやっております。その中で減になったというのは、何か当初予算の中で何か理由があってこのような形になったのか。今回は暖冬で暖かった使わなかったとか、いろいろそういうのがあると思いますけれども、そこら辺確認させてください。

議 長 （門間浩宇君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長（村田晶子君）

再質問についてお答えいたします。

燃料費そして光熱水費ですが、この1年間工事期間もございまして、70%ほどの使用期間という形になりましたので、それぞれ燃料費ですと100万円、光熱水費ですと550万円ぐらいの減という形になりました。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第19号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第16、議案第19号 令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第20号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第17、議案第20号 令和5年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第21号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第18、議案第21号 令和5年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19「議案第22号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第19、議案第22号 令和5年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第23号 令和5年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第20、議案第23号 令和5年度大和町落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21「議案第24号 令和5年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第21、議案第24号 令和5年度大和町奨学事業特別会計補正予算を議題としま

す。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第25号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第22、議案第25号 令和5年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「議案第26号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特

別会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第23、議案第26号 令和5年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24「議案第27号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第24、議案第27号 令和5年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25「議案第28号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（門間浩宇君）

日程第25、議案第28号 令和5年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26「議案第29号 令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2請負契約について」

議長（門間浩宇君）

日程第26、議案第29号 令和5年度道路改良工事（町道舞野下草線）その2請負契約についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は午前10時55分とします。

午前10時46分 休 憩

午前10時56分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27「議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算」

日程第28「議案第31号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第29「議案第32号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第30「議案第33号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第31「議案第34号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第32「議案第35号 令和6年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第33「議案第36号 令和6年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第34「議案第37号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第35「議案第38号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

日程第36「議案第39号 令和6年度大和町下水道事業会計予算」

日程第37「議案第40号 令和6年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （門間浩宇君）

日程第27、議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算から日程第37、議案第40号 令和6年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは、令和6年度各種会計予算及び予算に関する説明書をお願いいたします。

説明書の1ページをお開き願います。

議案第30号 令和6年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は歳入歳出予算でありまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ155億3,000万円と定めるものでございます。第2項款項の区分ごとの金額は、第1表に記載してございます。

第2条は債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載しております。

第3条は地方債で、令和6年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めております。

第4条は一時借入金でございまして、最高額は10億円と定めるものでございます。

第5条は歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用は禁じられておりますが、人件費に限り項間の流用を認めているという規定でございます。

9ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。こちらは9ページから10ページまで全部で19の事項がございますが、いずれも令和6年度に行う発注・調達行為において、複数年度の契約等を行うことができる事項を定めるものでございます。期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。

第3表地方債でございます。起債の目的と充当する事業につきまして、ご説明申し上げます。

脱炭素化推進事業債は公用車購入に充てるもの、公共施設等適正管理推進事業債は、まほろばホール長寿命化改修工事ほかでございます。公共事業等債は、魚板橋橋梁補修工事ほかです。緊急浚渫推進事業債は準用河川稲沢川の土砂浚渫事業です。緊急自然災害防止対策事業債は、山下大沢線外路線の舗装修繕工事であります。学校教育施設等整備事業債は、吉岡小学校改築事業です。合計で16億7,170万円であります。それぞれの限度額、起債の方法、利率、及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

14ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。

初めに1款町税でございますが、町税につきましては当初予算編成段階での見込額について計上いたしております。1款1項町民税1目個人は増額、2目法人につきま

しては減少と見込んでおります。

2項1目固定資産税につきましては、評価替えの年であり前年度と比較し4億円強の増額と見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市町村交付金であります、各公共団体が所有する行政執行に用いていない部分につきまして固定資産税率と同じ1.4%での交付がありまして、対象資産ごとに記載をいたしております。

3項軽自動車税であります、1目環境性能割は取得される自動車の環境性能に応じて税率が定められております。2目種別割は、軽自動車や原動付自転車などで税率が異なるものでありまして、台数の伸びを考慮しそれぞれ増額を見込んでおります。

4項1目町たばこ税につきましては、5年度の実績見込みから、増額を見込んでおります。

16ページをお願いします。

5項1目入湯税につきましては、前年度と同額の計上であります。

6項1目都市計画税につきましては、税率0.2%で増額を見込んでおります。なお、この都市計画税と入湯税につきましては、目的税でありますのでその使途を若干ご説明させていただきます。別冊でお配りしている資料ですが、議案第30号関係資料・一般会計当初予算と記載している横長の資料をお願いいたします。

こちらの資料の1ページをお願いいたします。

目的税、都市計画税、入湯税の使途に関する説明書でございます。1の都市計画税ですが、表を見ていただきますと都市計画税・歳入は3億1,342万8,000円の計上であります。その下の都市計画事業・歳出は5億139万9,000円となりまして、この下の行に記載する5つの事業にそれぞれ充当を予定いたしております。

次に、右側の入湯税でございます。表をご覧ください。入湯税・歳入は10万5,000円で、前年度と同額でございます。入湯税充当事業・歳出につきましては、大和町観光物産協会への補助金の一部に充当を見込むものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引上げ分の地方消費税交付金については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。本町では、県の試算により示されました地方消費税交付金社会保障財源化分の3億9,185万3,000円につきまして、項目、予算科目、経費、特定財源、そして一般財源中の社会保障財源化分の交付金として表してございます。社会福祉費といたしまして民生費の社会福

祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生につきましては衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当いたしております。

3ページをお願いいたします。3ページは、地方交付税額等の推移をあらわした表でございます。4ページから5ページは地方債償還計画表を、6ページから7ページは基金現在高に関する調書、8ページは科目別・節別調書を準備いたしておりますので、参考にしていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、再度事項別明細書16ページをお開き願います。16ページの中ほどでございます。

2款地方譲与税から18ページに進んでいただきまして、18ページの1番上にございます10款国有提供施設等所在市町村助成交付金までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みや令和5年度の実績見込み、また県の試算に基づきまして計上いたしております。

続きまして、18ページ2つ目の表です。

11款地方特例交付金です。国の政策による地方税減収の補填として交付されるもので、令和5年度実績見込みにより計上いたしております。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は不交付の見込み、特別交付税は前年同額の1億8,000万円を計上しており、震災復興特別交付税は東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除に係る補填分として3億9,100万円を計上いたしております。

13款交通安全対策特別交付金は、区画線や路面標示等の交通安全施設整備に関する交付金で、前年比56万9,000円の減となっております。

14款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでおります。2項1目民生費負担金1節につきましては、養護及び特別養護老人ホームへの措置費及び高齢者のイクスカ利用につきましてカードの紛失等に伴う再発行手数料に係る負担金です。同じく2節につきましては、保護者負担部分の利用料を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

15款1項使用料につきましては、1目総務使用料から6目教育使用料までございますが、それぞれの条例・規定による使用料収入を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。2項手数料でございます。

こちら1目総務手数料から4目土木手数料までございますが、過年度の実績等から各種手数料の収入見込額について計上いたしております。

16款1項1目民生費国庫負担金の1節から次のページ5節まで、各種給付金に係る

負担金となっております。

21ページをお願いいたします。2目教育費国庫負担金につきましては、吉岡小学校改築事業分であります。

2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金1節は個人番号カードの交付事業に対する総務省所管の補助金、2節は町民バスが幹線的路線を補完することに対しての補助金、3節は電算システムのガバメントクラウド移行に伴う調査業務等に対する補助金、4節はシステム標準化のための中間サーバー整備等に対する補助金。

2目民生費国庫補助金1節は障害者の地域生活支援事業に対します補助金、2節は市立保育園の運営費や保育士処遇改善事業に対します補助金、3節は出産子育て応援事業に対する補助金。3目衛生費国庫補助金1節はがん検診・特定感染小検査等に要する補助金、2節は伴走型相談支援事業に対する補助金でございます。

22ページに入りまして、4目農林水産業費国庫補助金は吉田地区農地整備事業防災重点ため池緊急整備事業に係る補助金、5目土木費国庫補助金は橋梁修繕のほか町営住宅給排水改修等に係る補助金、6目消防費国庫補助金は耐震改修等に係る補助金であります。7目教育費国庫補助金は、吉岡小学校改築事業により比較で3億8,900万円ほどの増となっております。8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、雷神線ほかの道路改修事業の予算計上でございます。

3項1目総務費委託金から3目土木費委託金は、国からの事務委託に要するものとしての計上でございます。

17款1項1目総務費県負担金は、移住支援事業に係る負担金です。

23ページをお願いいたします。

2目民生費県負担金の1節から5節の各負担金につきましても、国庫負担金と同じ事業でございますが、県の負担割合による計上でございます。

2項県補助金で、1目総務費県補助金1節は消費者行政推進に要します補助金、2目民生費県補助金1節は老人クラブ助成費ほかへの補助金、2節は地域生活支援事業のほか2つの事業に要する補助金、3節は乳幼児医療費のほか子供の医療費や子育て支援に関する補助金、4節は出産子育て応援事業に対する補助金です。

24ページをお願いします。

3目衛生費県補助金1節は健康増進事業などの保健事業に対します補助金、2節は出産子育て応援事業のうち伴走型相談支援事業の県補助金です。4目農林水産業費県補助金1節は農業委員会交付金、中山間地域等直接支払い交付金などの農政推進に対します補助金、2節は林道・橋梁補修工事に係る補助金です。5目消防費県補助金1

節及び2節は、住宅建築物耐震改修事業などに対する補助金です。6目教育費県補助金は子どもの心のケアハウス事業費等に対する補助金、7目市町村振興総合補助金はメニュー化されました県補助金であります。25ページ上段まで記載しております10の事業に対する補助金を見込んでおります。8目みやぎ環境交付金は有害鳥獣被害対策防止事業、田んぼダム構築事業などに係る交付金です。

17款3項委託金につきましては、県からの事務委託に伴いまして計上いたしましたものです。1目総務費委託金1節は権限移譲事務交付金など、2節は県民税取扱費です。3節人口動態調査費は、衛生統計調査に係る市町村交付金です。4節は農林業センサスほか3つの調査費です。2目土木費委託金1節は西川樵樋管操作管理に対します委託金、3目教育費委託金1節はスクールソーシャルワーカー活用事業、次の2節は文化財保護に要する委託金であります。

18款1項1目財産貸付収入1節は町有財産の貸付け収入、2目利子及び配当金は説明欄に記載の基金利子等の計上であります。

26ページに入りまして、2項1目不動産売払収入及び2目物品売払収入は、科目設定の計上であります。

19款寄附金につきましても、1目から3目はそれぞれの費目での科目設定となっております。4目ふるさと寄附金の1節、ふるさと寄附金につきましては、過去の実績から推計した計上、2節企業版ふるさと寄附金は令和6年度も引き続き実施していくものであります。

20款1項1目財産区特別会計繰入金1節から27ページに入りまして3節まで、3つの財産区からの事務費及び事業費繰入金です。次の国保特会繰入金につきましては、皆減となります。

2項1目財政調整基金繰入金は、財源調整といたしまして8億5,550万9,000円の繰入れ、次の2目から6目の特定目的基金からの繰入金につきましてはそれぞれ令和6年度事業執行のため計上いたすものでございます。

21款繰越金は、前年度と同額を措置するものでございます。

22款1項1目延滞金及び2目加算金は、科目設定であります。

28ページに入りまして、2項1目町預金利子は歳計及び歳計外現金利子収入を計上いたしております。

3項1目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災に係る災害援護資金償還金及び過年度分償還金を計上いたしております。2目商工費貸付金元利収入は、町中小企業振興資金の預託金分です。

4 項 1 目農業費受託集受託事業収入は、農地中間管理機構より管理機構業務に対します受託収入と、2 目教育費受託事業収入は県スポーツ協会からの自転車競技場管理受託事業収入、3 目衛生費受託収入は宮城県後期高齢者医療広域連合からの検診受託収入を計上いたしております。

5 項雑入につきましては、主なものを申し上げます。2 目雑入です。比較で、4726 万6,000円の増となっております。

29ページをお願いいたします。

上の表の説明欄で、下から3行目に最終処分場周辺地域環境整備事業費が令和5年度より増額となったことにより、1億4,532万9,000円を見込んでおりますことが増となった主な要因であります。

23款1項町債につきましては、先ほど11ページの第3表の地方債で申しあげました内容と同一でございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします

議 長 （門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、31ページから歳出の説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費でございます。議会費につきましては議会運営に要するもので、議員・職員の人件費及び議会活動に要する経費を計上いたすものでございます。前年度との比較949万3,000円の増額となっておりますが、主に議員改選に伴いまして新たに作業着及び防寒着・長靴等の購入、議席の標柱書き換え・議員報酬の増額に伴います措置などがございます。

1 節は議員16人分の報酬。

2 節は事務局職員3人分の給与。

3 節は議員16人の期末手当のほか職員の扶養手当等でございます。

4 節は議員及び職員の共済組合負担金でございます。以降の各科目の2 節から4 節までにつきましては、一般職・特別職合わせてフルタイム会計年度任用職員の人件費関係となりますので、説明を省略させていただきますことをご了承をお願いいたします。

7 節は議会だよりの発行に伴います寄稿者へのお礼用図書カード購入代、議員研修会の講師謝礼でございます。

8節は、定例会議及び随時会議、各種委員会、研修会等の費用弁償及び各常任委員会の行政視察研修等の旅費でございます。

9節は議長交際費でございまして、前年度と同額を計上いたしております。

10節は、議員改選に伴います作業員及び防寒着・長靴等の購入代、新たに議員となられた方のための議員証及び議員必携の購入、コピー料金、追録代、事務消耗品、燃料費は議会専用車のガソリン代、食糧費は視察対応及び議会報告会などのお茶代、議会コンサートの出演者用昼食代でございます。印刷製本費は、年4回の発行を予定しております議会だよりの印刷代、修繕料は議会専用車の車検を含めます修繕料でございます。

11節は議席票柱の書換手数料、議会だよりの配付及び事務連絡等の郵送代、議会専用車の任意保険料及び車検時の自賠責保険料でございます。

12節は会議録作成業務、議場放送システム定期点検保守業務、議場コンサートの際の楽器輸送業務などの委託料でございます。

32ページをお願いいたします。

13節は、議会放送設備システム及びタブレット端末25台分のリース料、文書共有システム利用料、議員研修会時のバス借上料、有料道路の通行料、県外行政視察の際の移送業務でございます。

18節は、全国市議会議長会・基地協議会・町村議会議長会ほか4協議会等への負担金、政務活動費月額1万円の16人分として192万円を計上いたしております。

26節は、議会専用車車検に伴います重量税でございます。

続きまして、2款総務費1項1目一般管理費でございます。一般管理費につきましては、一般管理のほか人事管理、職員厚生、公用車・自動車運行、職員研修、黒川地域行政事務組合、行政区、総合教育会議に要する経費等を計上いたしております。

1節は産業医1名・特別職給料等審議会委員10人の報酬、総合案内の会計年度任用職員の報酬となっております。

33ページをお願いいたします。

7節につきましては区長62人分の報奨金、顧問弁護士料、職員研修講師謝礼、在任区長に対する記念品等の経費を計上いたしております。

8節は、総合案内、区長、特別職給料等審議会、産業医、総合教育会議委員の費用弁償、町長・副町長の出張業務、職員研修費、区長会研修の際の随行旅費を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

9 節は町長交際費でございますが、前年度と同額を計上いたしております。

10節は事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、参考図書等の購入代、追録代、区長会議お茶代、公用車の燃料代、人事管理、帳簿類の印刷代、町長車の整備代でございます。

11節は携帯電話通話料、ボランティア保険、衛生管理者申請手数料、公用車の損害保険料、自賠責保険料、区長・交通安全指導員・公民館分館長の災害補償保険料等に要する経費でございます。

12節は、職員の人間ドック等の各種健康診断業務、ストレスチェック業務、区長配達業務、県公平委員会事務委託、職場内での職員研修開催に係ります委託費を計上いたしております。

13節は、緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料、官報情報検索サービス利用等を計上いたしております。

18節は、黒川地域行政事務組合の理運営費のほか、宮城黒川地方町村会、宮城県地方税滞納整理機構、市町村職員研修所への研修費、県市町村自治研修センター、黒川地区安全運転管理者会等への負担金、そして区長会への補助金でございます。

次に、2 目文書広報費でございます。広報広聴、文書管理、情報公開等のほか、ホームページの運用に要する経費を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

1 節は、情報公開審査会、個人情報保護審査会の委員それぞれ5名分の報酬でございます。

3 節は、ふるさとCM作成に携わる職員の時間外勤務手当でございます。

7 節は広報編集委員会の研修講師、広報記事作成の謝礼及び広報モニターに対する記念品等の経費でございます。

8 節は、情報公開審査会等開催に伴います委員の費用弁償、広報セミナーに参加する旅費となっております。

10節は、コピー代のほか一般事務消耗品、大型プリンターのインク代、懇談会開催の際のお茶代、広報たいわの印刷製本費、そして令和7年4月20日に町制施行70周年を迎えますことから町勢要覧を発行するための費用500万円を計上しております。あわせて、例規集の加除代・シンボルタワーの電気料金・小破修繕等を計上いたして、おるものでございます。

11節は一般郵便物の後納料、ファクシミリ通話料金、シンボルタワー建物災害共済掛金等でございます。12節はシンボルタワー敷地の除草業務のほか例規集のデータ更

新、ホームページ運用業務に係ります経費でございます。町ホームページは、本年度再構築を図ることで準備を進めておりまして、3月1日に新しいものを公開する予定でございます。

13節は、印刷機・大型プリンター・例規システムの借上料、会議録等の作成に活用する文字おこしシステムの利用料、その他出張時の駐車料金、ホームサービスの利用料等でございます。

17節は、広報取材用のデジタルカメラを購入する経費を計上いたしております。

18節は、日本広報協会の負担金、広報セミナー参加負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

1節は入札参加資格申請受付を12月から3月まで予定しているため、4か月間のパートタイム会計年度任用職員を雇用するものでございます。

35ページをお願いいたします。

7節は入札監視委員会開催時の委員謝礼、8節は会計年度任用職員の通勤手当です。

10節は、消耗品費につきましてはコピー代・参考図書の購入費用など、食糧費は会議時のお茶代、印刷製本費は予算書及び決算の際の主要な成果に関する説明書の印刷費です。

12節は、統一的な基準による財務書類作成支援及び公会計システム保守業務料を計上いたしております。

13節は入札に関する情報収集に要するシステム利用料。

18節は地方財務協会への負担金。

24節は、地方自治法241条の規定によります所管基金への利子の積立てを計上いたしましたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

会計管理者兼会計課長菊地康弘君。

会計管理者兼会計課長 （菊地康弘君）

続きまして、4目会計管理費でございます。会計一般管理に要する経費を計上しております。

10節の消耗品費は、コピー料金・参考図書・伝票用紙などの購入費であります。印刷製本費は、決算書・請求書・封筒などの印刷費であります。

11節の手数料は、公共料金自動口座引き落とし手数料、公金取扱手数料、両替手数料のほか、4月に料金改定となります割賦総括手数料及び10月から公金の振込手数料が無償から有償となりますことから、その費用などを計上いたしております。

12節は、会計課及び杜の丘出張所で収納した交付金及び納付書等を、指定金融機関まで警備輸送いたします業務経費を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、5目財産管理費でございます。こちらは、説明欄に記載のある施設や公用車等に関する維持管理費用を計上いたしております。

7節は吉田コミュニティセンターに隣接する公園等の清掃、及び鶴巣防災センターの夜間巡視員の報償金でございます。

10節は公用車並びに庁舎・各施設管理の消耗品、燃料費は共用自動車・施設暖房等に要する燃料代、印刷製本費は施設使用許可申請書の印刷費、光熱水費は庁舎等の電気料並びに上下水道料の計上、修繕料は庁舎等の小破修繕や共用自動車の整備費用などを計上いたしております。11節通信運搬費は、各施設の電話料です。

37ページに入りまして、手数料は町有地払下等の際の不動産鑑定料、小型除雪機点検整備手数料などでございます。火災保険料は各施設の共済掛金、自動車損害保険料につきましては共用自動車の自賠責保険及び自動車保険、保険料は各施設の施設賠償責任保険料、森林災害保険料は5年ごとの更新で町有林にかかります保険料の計上であります。12節は庁舎の警備、清掃、マイクロバス運行业務のほか、各コミュニティセンターの窓口業務、設備保守点検業務等であります。

13節は、土地使用料といたしまして、吉岡コミュニティセンターの通路敷地等の借

り上げについて計上いたしております。機械借上料は庁舎LED照明の借上料を、車借上料は公用自動車のリース代を計上いたしております。テレビ聴取料は各施設の受信料、駐車場使用料は出張時の駐車料金、システム利用料は役場庁舎デジタルサイネージシステム利用料を計上いたしております。施設使用料につきましては、鶴巣防災センターのテレビ共同受信費用を計上いたしております。

14節は、吉田コミセン・鶴巣防災センターのエアコン設置工事、庁舎執務室環境整備工事、駐車場整備工事等を計上いたしております。

15節は融雪剤の購入。

17節庁用器具費は、職員増加分対応等の備品を計上いたしております。機械器具費は副町長車の購入費用、18節は講習受講料・防火管理協議会への負担金です。補助金は、赤線・青線を地区の方々が修繕する際に1地区当たり50万円を上限に側溝を初めとする資材を提供するものでございます。

24節は、基金利子です。

26節は、既存の公用車及び車両購入の自動車重量税等であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、企画調整全般に係るもののほかにぎわい創出、防衛施設周辺整備対策、町民バス・デマンドタクシーの運行事業、移住定住促進事業、ふるさと寄附事業、地域おこし協力隊事業のほか、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業等に要します費用でございます。

なお、地域おこし協力隊事業につきましては、令和5年度に引き続きましてふるさと産品開発協議会の活動支援と、新たなふるさと納税返礼品の開発、PR等の地域おこしに隊員1名を会計年度任用職員として募集を行いますとともに、今回さらに大和町の観光PRの強化を図るための隊員を大和町観光物産協会への支援を含めまして、地域づくり・地域振興・移住支援など自らが選択可能とする委嘱型として1名、合計2名の募集を行うものでございます。募集に際しましては、吉田地区で新たに空き家となりました家屋をお借りする見通しが立ちましたことから、お試し地域おこし協力

隊制度を活用いたしまして一定期間住んでいただく場として、さらに活動の拠点として利用するための費用をお願いするものでございます。

また、令和6年度の米軍実弾射撃移転訓練につきましては第3四半期の10月から12月に実施予定とされておりますが、詳細につきましてはまだ公表されておられませんので、分かり次第議員の皆様にご報告をさせていただきます。今回の当初予算には、それらの予算につきましても計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、38ページをお願いいたします。

1節につきましては、総合計画審議会委員12名分の報酬で、3回の会議開催を見込んでおります。そのほか、地域おこし協力隊としての会計年度任用職員の報酬でございます。

3節・4節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練業務に係る時間外勤務手当のほか、事務補助員・地域おこし協力隊員に係ります会計年度任用職員の手当・社会保険料等に要します費用でございます。

7節につきましては、指定管理者選考に係る外部委員・地域公共交通会議員・まちづくりワークショップ等に参加された方々への謝金のほか、令和6年度ふるさと寄附金に対します返礼品代、委嘱型地域おこし協力隊への報償費、お試し地域おこし協力隊住宅清掃管理費用でございます。

8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償のほかまちづくり政策等に係ります先進地視察及び宮城移住フェア参加旅費、地域おこし協力隊の研修旅費及び通勤手当に要します費用でございます。

10節につきましては、事務消耗品のほか町民バス3分の第タイヤ代、米軍訓練パトロール等に要します燃料代、各種会議開催時のお茶代、町民バス・マンドタクシー時刻表パンフレット・共通回数券の印刷製本代、お試し地域おこし協力隊住宅の光熱水費、町民バスの車検時及びテレビ共同受信施設等の修繕料でございます。

11節につきましては、ふるさと寄附オンラインワンストップ導入費用、地域おこし協力隊タブレット等の通信運搬費、ポータルサイト広告料、クレジットカード決済や町民バス車検時の申請手数料のほか、テレビ共同受信施設の火災保険料、町民バスの自賠責保険料、地域おこし協力隊活動保険料などでございます。

12節につきましては、光ファイバー網の保守点検業務、町民バス・マンドタクシーの運行業務、ふるさと寄附委託業務、地域おこし協力隊着任前研修費に要します費用でございます。

13節につきましては、先進地視察の際のレンタカー代、町民バス運行時の緊急対応車両借上料、地域おこし協力隊活動のための車両等借り上げ代、高速道路利用料、駐車場使用料のほか光ファイバー網の電柱共架借上料、地域おこし協力隊住宅借上料でございます。

39ページをお願いいたします。そのほかデマンドタクシー運行管理システム利用料、地下管路等の共同収容施設使用料でございます。

14節につきましては、テレビ共同受信施設共架電柱の支障移転等に要します費用でございます。

17節につきましては、地域おこし協力隊の活動に伴います備品購入費用でございます。

18節は、負担金といたしまして仙台都市広域行政推進協議会を含め10団体への負担金のほか、地域おこし協力隊の研修参加負担金等でございます。補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会、高等学校通学費助成事業のほか、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業であります一般コミュニティ助成事業としまして2行政区への補助、次に子育て世帯等移住・定住応援事業、3世代同居応援事業への補助、及び宮城県移住支援事業、空き家等利活用事業といたしまして空き家バンクに登録した空き家の家財等の片づけや築20年以上の空き家を購入する子育て世帯への補助、子育て支援住宅入居時の奨励金、子育て支援住宅子育て応援奨励金のほか、地域おこし協力隊活動のための会計年度任用職員への隊員への住宅補助と委嘱型隊員への住宅補助、及び活動費補助でございます。

24節につきましては、ふるさと寄附金収入7,000万円から寄附金に係る費用を差引きました費用と、利子分を含めふるさと応援基金積立金、さらに防衛施設周辺調整交付金基金積立金には基金預金利子分を積立てするものでございます。26節につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

それでは、40ページをお願いいたします。

続きまして、7目電子計算費でございます。電子計算機器及び各種システムの管理

運営に要する経費、令和7年度中に運用開始を予定しております基幹システムのガバメントクラウド及び標準化・共通化に係る経費を計上いたしております。

10節は電算関係の用紙類、プリンタートナー・データカートリッジ等の消耗品に関する要する費用等でございます。

11節はインターネット接続回線使用料、ホームページ回線使用料、本庁舎と出先機関との回線使用料のほか、住民基本台帳や税情報などを管理する基幹システムをクラウド化する回線利用料、そのほかテレワーク用のポケットWi-Fi 5台をテストを導入するための費用も計上いたしております。

12節は、電算処理運営に伴いますハードウェアの総合保守、各種電算システム運用に伴うソフトウェアの保守、自治体情報システム強靱化向上対策システム等の運用保守のほか、本年度から作業を進めております自治体情報システム標準化・共通化に係るものとしまして3,293万4,000円、そして福祉系の個別システムの基幹システムへのデータ移行作業として1,801万3,000円などを計上いたしております。

13節は住民基本台帳等の規範基幹システム、情報処理と情報管理を行うためのシステムのクラウド化などのほか、財務会計システム・人事給与システムなどの機器類の借り上げ料及び利用料でございます。

17節は、導入から一定年数が経過しております停電対応の機器類及び庁内ネットワーク機器の更新を図るものでございます。

18節は、宮城県高度情報化推進協議会への負担金、実際情報セキュリティークラウドの共同利用にかかります負担金、令和7年1月から更新となります県市町村電子申請システム共同利用に係る負担金と、特定個人情報関連事務委任の交付金を計上いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、8目出張所費でございます。杜の丘出張所運営管理費でございます。

8節は職員旅費、10節はコピー代・事務用品代等でございます。

以上でございますよろしくお願いいいたします。

議 長 （門間浩宇君）

総務課長兼危機対策室長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要する経費でございます。

7節は、交通安全指導員委員28人分の報償金、8節は、交通安全指導員の出勤手当を実績見合いで延べ1,000回分、移動研修費用をそれぞれ計上いたしております。

10節は、春と秋の交通安全運動の啓発用品、リーフレット、交通安全指導員の装備品、新入学児童用黄色い帽子購入、啓発用看板購入等に要する経費、そして交通安全広報車2台分の点検・修繕料でございます。

11節は、交通安全指導員に係ります交通災害保険料、交通安全広報車の保険料などでございます。

13節は、高齢者の運転技能向上トレーニングアプリの使用料。

41ページをお願いいたします。

18節は、町交通安全推進協議会及び黒川地区交通安全推進連絡協議会への負担金、信号機設置に伴います水道管移設工事費負担金、黒川地区交通安全協会町内7支部への活動助成金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております防災無線機器の管理運営に要する経費でございます。

10節は、防災無線子局及び再送信局の電気料及び無線機等の修理代でございます。

11節は、黒川消防本部等の専用回線使用料、防災無線聞き逃しサービスの回線使用料、防災無線子局等の火災保険料でございます。

12節は、防災無線放送設備役場設置と長者館山の2局の定期検査業務委託と、同報系及び移動系の年間保守点検の施設管理委託料。

13節は長者館山再送信局管理用道路の土地借上料。

18節は電波利用料でございます。

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づきます事業推進の費用を措置しております。令和5年度予算では第5次プランを策定に要する費用を措置しておりましたが、策定が完了しましたので令和6年度はその部分は減額となっております。

1節及び8節は男女共同参画推進審議会委員10人分の報酬費用弁償でございます。

7 節は男女共同参画研修会時の講師謝礼として、10節は事務消耗品代、会議におけるお茶代でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費につきましては、消費生活相談員を配置いたして相談窓口の開設及び消費生活講座などの啓発に要する経費でございます。

1 節は、消費生活相談員 1 人分の報酬でございます。

7 節は消費生活講座の際の講師謝礼、8 節は消費生活相談員の通勤手当でございます。

42ページをお願いいたします。

10節は啓発用品の購入、リーフレットの印刷等の経費でございます。

18節は、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

議 長 （門間浩宇君）

暫時休憩をします。再開は午後 1 時からとします。

午前 1 1 時 5 6 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

それでは、午後もよろしくお願いいたします。

42ページをお願いいたします。

続きまして13目諸費につきまして、総務課所管分予算についてご説明いたします。総務課の所管といたしましては、人権相談・行政相談等の一般管理費、防犯対策費のうち575万6,000円、町政功労者の表彰費、結婚支援事業費に要する経費、総額1,481万3,000円でございます。

1 節は、表彰審査委員会委員 6 人分の報酬でございます。町制施行70周年記念の表彰式を令和 7 年 4 月に開催する予定でありまして、その被表彰者の審査を令和 6 年度中に行う必要がございますことから、年度内に 2 回の審査委員会を予定しております。

7 節は、結婚支援者養成セミナーの講師謝礼、婚活イベントを通じて成婚されたカ

ップルに対しますプレゼント、仲人による成婚報酬、人権作文コンクール参加賞、町政功労者の紀章・功労者感謝の言葉の受賞者に対します記念品代等でございます。

8節のうち1万8,000円は表彰審査委員会開催2回分の費用弁償でございます。

10節1,493万8,000円のうち総務課所管分は120万円で、人権啓発用品・社明運動啓発用品や、表彰式・婚活イベントでの消耗品、表彰式次第、人件社明運動周知用パンフレット等の印刷代、そのほか町内に設置しております防犯カメラの電気料金でございます。

11節のうち288万5,000円分が総務課所管分で、表彰式の案内・婚活イベント開催案内のはがき代、全国町村総合賠償補償責任保険料でございます。

12節は724万5,000円のうち367万円が総務課分で、婚活イベント企画運営業務の委託費と、防犯カメラ保守点検業務の委託費でございます。

13節142万5,000円のうち62万8,000円が総務課分で、婚活イベント参加者送迎用のバス借上料、婚活会場の借上料でございます。

43ページをお願いいたします。

14節のうち279万4,000円は、県の市町村振興総合補助金を活用し、町内の通学路に設置を予定しております防犯カメラ2基の工事費でございます。

18節は、県山岳遭難防止対策協議会大和支部からみやぎ青年婚活サポートセンターまでの8団体への負担金と、町防犯協会への補助金、特殊詐欺の対策電話機購入費の補助として申請30件を見込み計上いたしております。

19節は、犯罪被害者等支援事業といたしまして遺族支援金30万円、障害支援金10万円、死体搜索費用支援金10万円をそれぞれ1人分として計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

次に、財政課所管分をご説明申し上げます。財政課分といたしましては、財産区地域振興費、コミュニティ施設費でございます。

42ページの13節をご覧ください。

説明欄の1番上に、土地借上料がございます。こちらは、宮床基幹集落センター西側にございます宮床地区駐車場用地の借上料でございます。

次に、18節をお願いいたします。43ページの説明欄に補助金がございます。七ツ森観光協会から下から5行目の落合児童館すみれ母親クラブまでが、3つの財産区からの繰入れを受けまして地域振興に資する補助金として交付するものでございます。次に、下から4行目の区集会施設建設事業費につきましては各地区の集会場改修等への補助でございまして、令和6年度においては石倉地区・中野地区・檜和田上地区・もみじヶ丘一丁目の4地区への補助を計上いたしております。

財政課分は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

次に、町民生活課所管分でございます。42ページをお願いいたします。

町民生活課所管分としまして、自衛官募集事務費及び空き家等対策事業費でございます。節は、空家等対策協議会委員6名の報酬でございます。

8節は、空家対策協議会委員の費用弁償及び自衛官募集事務担当者研修会旅費でございます。

10節及び11節は、事務用品等の消耗品代、会議用お茶郵便料でございます。

12節は空き家等実態調査業務、13節は空き家等対策管理システム利用料でございます。令和6年度に空き家等実態調査を実施し、空き家等対策管理システム導入によりましてデータ化による一元管理、地図情報システムを利用した可視化等、庁舎内での情報共有・連携化を図り、今後の空き家対策推進に活用するものとしております。

18節は、自衛隊家族会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

都市建設課長亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

それでは、都市建設課所管分につきましてご説明を申し上げます。

都市建設課所管分といたしましては、防犯対策費、防犯灯の維持管理及び設置にかかります費用となっております。

42ページ10節のうち、光熱水費としましては防犯灯数2,586灯分の電気料、修繕料は防犯灯の修繕に要します費用のほか、令和4年度から実施しております電力消費量の高い既設灯具60ワットなどの一部300基ほどにつきまして、省エネ型灯具10ワットに交換する費用となっております。

43ページをお願いいたします。

14節は、電柱に設置いたします防犯灯16基、及び電柱がない場合に対応するものとして独立柱の防犯灯1基、合計17基予定の新設に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

税務課長小野政則君。

税務課長 （小野政則君）

続きまして、44ページをお願いいたします。2項徴税费でございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務の管理費及び諸証明交付事務等に要する費用を計上しております。1節・8節につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会委員3名分の報酬と費用弁償、税務課職員の出張に係る旅費でございます。

10節につきましては、消耗品費としまして固定資産評価審査委員会研修時の資料代、税務課での参考図書追録代、コピー代、事務用品代となり、食糧費につきましては固定資産評価審査委員会におけるお茶代、印刷製本費につきましては税務証明用紙等の印刷の費用でございます。

11節につきましては、コンビニで交付する税証明に係る手数料でございます。

18節につきましては、負担金としまして仙台北税務署管内地区税務協議会・財団法人資産評価システム・県研修センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金としましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、住民税・固定資産税・軽自動車税等の賦課徴収にかかる経費、及び管理徴収業務等に係る費用を計上しております。

45ページをお願いいたします。

7節につきましては、賞賜金としまして納税推進ポスター募集に係る記念品代、納税貯蓄組合等感謝状・記念品代・差押動産査定謝礼等、報酬金につきましては納税貯蓄組合68組合に対する完納報奨金でございます。

10節につきましては、消耗品費としまして事務消耗品代のほか公用車の年燃料費、印刷製本費としましては住民税・固定資産税・軽自動車税等の納税通知書及び徴収事務にかかる督促状・催告状の印刷製本費、並びに修繕料としましては公用車の整備に要する費用でございます。

11節につきましては、通信運搬費といたしまして還付通知用のはがき代のほか、固定資産税現地調査用のタブレットの通信料、手数料といたしまして口座振替・コンビニ・クレジット及びスマホ収入に係る手数料、口座振替ウェブ登録に係る手数料。預貯金の電子照会システムに係る手数料、口座振替に係るインターネット回線使用料、軽自動車の賦課資料情報提供及び軽自動車税環境性能割取扱い手数料、土地家屋の登記事務、証明書の発行手数料、並びに自動車任意共済保険に要する費用でございます。

12節につきましては、業務委託としまして各税目の納税通知書発送業務、軽自動車税に係るシステム改修、確定申告システムの改修、令和9年度評価替えに向けた固定資産税評価支援業務、土地評価標準地下落修正業務、及び滞納管理システムの保守に要する費用でございます。

13節につきましては、機械借上料といたしまして確定申告支援システム・固定資産管理システム・家屋評価システム・滞納管理システムに係るもの、有料道路通行料、駐車場の使用料及びシステムの利用料としまして共通納税システム・地方税電子申告システムのサービス利用料に要する費用でございます。

18節につきましては、地方税共同機構へのシステム開発及び共通納税に係る負担金でございます。

22節につきましては、法人を含む住民税・固定資産税等の税額の修正による過年度分の還付金及び還付加算金に要する費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして3項1目戸籍住民基本台帳費は、窓口の各種手続、証明書発行、コンビニ

ニ交付、マイナンバーカード交付事務に要する経費でございます。

46ページをお願いいたします。

8 節はコンビニ交付システム確認試験に係ります職員旅費、10節は参考図書代・コピー代・用紙代等の消耗品、各種証明申請書等の印刷代等でございます。

11節は、マイナ・アシスト用W i - F i 通信料、マイナンバーカード交付通知郵送料、コンビニ交付手数料等でございます。

12節は、氏名のふりがな法制化対応システム改修業務、戸籍システム標準化移行業務、戸籍総合システム保守料、戸籍証明書・住民票等コンビニ交付システム保守料等でございます。

13節は、戸籍総合システム・マイナンバーカードプリンター借上料でございます。

18節は、コンビニ交付に係ります運営負担金等でございます。

22節は、外国人登録事務に係る委託費精算返還金としての科目設定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長 （千葉正義君）

次に、4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費でございます。47ページをお願いいたします。

1 節及び 8 節につきましては、選挙管理委員会委員 4 人分の報酬及び費用弁償でございます。

10節は、参考図書事務等の消耗品の購入代、選挙管理委員会委員封筒の印刷代でございます。

12節は、投票管理システム保守業務の委託料でございます。

続きまして、2 目選挙啓発費でございます。7 節は明るい選挙啓発ポスターコンクールの記念品代。

8 節は、明るい選挙推進大会等に参加する際の費用弁償。

13節は研修会参加の際の駐車場使用料でございます。令和 6 年度は予定されている選挙がございましたので、次の県議会議員選挙執行費・町長選挙執行費・町議会議員選挙執行費につきましては、令和 5 年度のみ選挙執行でございますので令和 6 年度は廃目となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長（江本篤夫君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。統計調査総務費・指定統計調査費に要します費用でございます。令和7年2月1日を調査基準日として行われます2025年農林業センサス及び令和7年実施予定の国勢調査の準備等に要します費用を計上しているものでございます。

では、初めに1節及び8節につきましては、農林業センサスに係ります指導員及び調査員55人分の報酬及び費用弁償でございます。

48ページをお願いいたします。

10節につきましては、農林業センサス・令和7年国勢調査調査区設定事務等に要します事務消耗品、会議等でのお茶代でございます。

11節は事務連絡及び調査時等の電話料、郵送料でございます。

18節につきましては、県統計協会への負担金、補助金は町統計調査員協議会への補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

総務課長千葉正義君。

総務課長兼危機対策室長（千葉正義君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。監査委員費につきましては、監査委員2名・職員1名の人件費、及び毎月実施いたします例月出納検査・年3回の随時監査・年1回の定期監査・1か月に及びます決算審査、財政援助団体等への監査を予定しており、それらの監査等に要する経費を計上いたしております。

1節及び8節は監査委員2名分の報酬、各種監査及び研修等に要します費用弁償などの旅費でございます。

10節は、参考図書の購入代、コピー料金、研修テキスト代などの事務用消耗品、監査及び審査時のお茶代でございます。

18節は、県及び宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金、全国町村監査委員研修会の参加負担金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会及びボランティアセンターの運営補助、日赤宮城支部事業及び民生委員児童委員協議会への助成、生活保護の事務費、セラピー広場管理業務、国民健康保険事業勘定特別会計の繰り出し等の経費でございます。

49ページをお願いいたします。

1節は民生委員推薦会委員への報酬でございます。

7節は地域福祉計画推進協議会委員の補報償金に要します費用でございます。

8節は民生委員推薦会に係る費用弁償でございます。18節は事務用品に係る消耗品費、ほか公用車燃料費、各種会議開催のお茶代、車検整備に要します費用でございます。

11節は、電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に係る広告料、死体検案書の手数料、公用車の車検手数料、自動車損害保険料でございます。

12節は、地域福祉推進協議事業を研修会講師委託、行旅死亡人に係る火葬業務、及びセラピー広場管理業務に係る委託料でございます。

18節は、大和町社会福祉協議会・ボランティアセンター・民生委員協議会・遺族会への補助金でございます。

19節は、火災等の災害一時扶助、及び浮浪者の一時扶助に要する費用でございます。

50ページをお願いいたします。

24節は、長寿社会対策基金の利子積立金でございます。

26節は、公用車の重量税でございます。

27節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法定ルール内での繰り出しでございます。

続きまして老人福祉費につきましては、老人保護措置費、生き生きサロン事業、老

人クラブ支援、大和町シルバー人材センター支援、敬老会事業、在宅老人対策事業の高齢者生活支援並びに高齢者タクシー助成券、イクスカ乗車券を発行し大和町の高齢者の外出支援を行うとともに、新たに保健事業と介護予防事業を一体的に実施する事業などに要する費用でございます。

7節は100歳の特別敬老者への記念品に係ります賞賜金、高齢者の保健及び介護予防の一体的事業に係ります訪問対応する管理栄養士の謝金に要します費用でございます。

10節は、事務用品費のほか説明会議の際の食糧費、高齢者タクシー助成券、チラシ等の印刷製本費に要します費用でございます。

11節は、敬老会案内状、敬老祝い金振り込み手数料、介護用品購入助成券郵送料、高齢者タクシー券輸送、イクスカ乗車券発行手数料、乗車券配布郵便料でございます。

12節は、高齢者生活支援事業といたしまして寝具洗濯乾燥消毒サービス及び軽度生活援助事業等、高齢者の保健及び介護予防の一体的な事業に係ります触れ合い検診、及びフォロー講座に要します費用でございます。

18節は、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センター連合会賛助会費、黒川地域行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会の運営負担金、仙台交通局へのイクスカ利用負担金でございます。補助金といたしましては、地域福祉活性化事業の隣組・生き生きサロンとしての地区への補助金、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所等への利用者負担軽減措置としての介護保険低所得者・利用者負担軽減対策事業費、町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金、敬老事業補助金でございます。

19節は、80歳以上の敬老者の方への敬老祝い金及び100歳を迎えられます方への特別敬老祝い金、要介護認定3以上の対象者への介護用品購入費助成費用、養護老人ホーム入所者に係る老人措置費に要する費用、及び高齢者タクシー利用助成費、並びにイクスカ利用助成費でございます。

51ページをお願いいたします。

27節は、介護保険事業勘定特別会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3目国民年金費でございます。国民年金費は、国からの委託事務であります国民年金事務に要する経費でございます。

10節は、関係法令追録代、コピー代、事務用品代等の消耗品代でございます。

11節は、事務連絡等の郵便料金等の通信費でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

議 長 （門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の3障害者及び障害児の自立支援給付、地域生活支援事業、交通費助成事業、心身障害者医療費助成などの生活支援に要する費用でございます。

1節は、来庁いたします障害者への窓口手続に対し相談業務として精神保健福祉費、事務補助員などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。

52ページをお願いいたします。

7節は、身体及び知的障害者相談員2名、障害者福祉計画推進協議会委員12名、障害者福祉講習会講師、障害者支援区分認定調査員等への報償金でございます。

8節は、認定調査員の費用弁償でございます。

10節は、コピー料金、参考図書等の消耗品費、会議のお茶代、福祉サービスガイドブック及びタクシー利用券等の印刷製本費に要します費用でございます。

11節は、福祉タクシー利用助成券などの郵送のほか、主治医の意見書の作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費請求審査支払手数料でございます。

12節は、地方公共団体情報システム等の標準化に係る移行業務、障害者相談支援業務、訪問入浴サービス業務、黒川4市町村で業務委託をしております緊急時支援体制整備事業「ひだまりの丘」内で活動しております地域活動支援センター、「工房ななつもり」の運営業務、心身障害者医療費、受給者証支給決定通知書封緘業務などの費用でございます。

13節は、認定調査時に要します有料道路交通料及び駐車使用料、障害者システムの借上料でございます。

18節は、負担金といたしまして黒川地域行政事務組合への障害者支援区分認定審査会への運営負担金、補助金といたしましては町「手をつなぐ育成会」への運営補助、自動車運転免許取得4件分、自動車改造に対します助成1件分、自発的活動支援事業2団体への助成でございます。

19節は、心身障害者医療費助成、特殊マット・ストーマ装具・電気式痰吸入器などの重度障害者の日常生活用給付、人工透析者の入院及び通院におけます更生医療給付、義足及び車椅子・補聴器などの補装具給付、在宅酸素療法者・酸素濃縮気鋭利用者に対します利用電気料の助成、居宅及び老老介護・グループホーム・施設入所支援などの障害者福祉サービス、障害児の発達支援及び放課後デイサービスなどの障害児通所サービス、難聴児の補聴器購入に対します助成、育成医療給付費、老老介護応急医療費、福祉タクシー利用助成、並びに慢性特定疾患病の児童に対します電気式痰吸入器や人工鼻などの日常生活用品の給付、53ページになりますが成年後見人制度支援事業などに要します費用でございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

10節は、センターの維持管理に要する消耗品費、燃料費、印刷製本費、電気、上下水道等の光熱水費、設備機器の小破修繕費でございます。

11節は、電話料、受水槽に係ります水質検査等の手数料、食堂グリストラップの清掃、施設火災保険料でございます。

12節は、福祉公園の除草、駐車場の冬季除雪、施設内の小木伐採・剪定、ひだまりの丘全体に係ります長寿命化計画修繕のための実施設計費、センターの総合案内の委託、施設設備等保守点検に係ります業務委託、及び除草作業等の施設管理に要します費用でございます。

13節は、業務食器洗浄機の借上料、AED機器のリース料、テレビ受信料でございます。

14節は、側溝蓋交換に係ります改修工事でございます。

18節は、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、6 目後期高齢者福祉総務費でございます。18節は、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費及び療養給付費負担金でございます。27節は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

子ども家庭課長村田充穂君。

子ども家庭課長 （村田充穂君）

続きまして、2 項 1 目児童福祉総務費でございます。当目の前年度比較で3,041万8,000円増額となっておりますのは、主にあんしん子育て医療を利用する児童が増加していることによるものです。

それでは、事業の主なものとしましてはあんしん子育て医療助成費、児童館・児童遊園等の管理、子ども虐待防止推進事業、子ども・子育て支援事業、児童支援センターの運営に要する経費でございます。

54ページをお願いいたします。

1 節は、子ども・子育て会議委員18名分の報酬及び子ども家庭課課内庶務に従事しますパートタイム会計年度職員の報酬でございます。

2 節から 4 節については、虐待業務に常時従事する会計年度任用職員の人件費でございます。

7 節は、虐待防止研修会講師謝金、虐待防止地域対策連絡協議会委員14名分の謝礼、及びことばの教室講師謝金でございます。

8 節は、会計年度任用職員の通勤手当と、子ども・子育て会議委員並びに虐待防止地域対策連絡協議会委員の費用弁償でございます。

55ページをお願いいたします。

10節は、参考図書購入。コピー代等の消耗品費、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌等の印刷製本費、スポーツ広場や児童遊園・児童支援センターの各施設管理に要します光熱水費及び小破修繕でございます。

11節は、郵便料等の通信運搬費、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの施設賠償保険料でございます。

12節は、第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定業務のほか、児童支援センターの

運営委託業務、各医療費給付の審査及び支払業務、児童遊園の遊具点検等の施設維持に要する費用でございます。

13節は、児童福祉担当者の研修会等の出張の際の有料道路通行料、及び駐車場使用料でございます。

18節は、子育て支援サークルへの補助金でございます。

19節は、あんしん子育て医療費未熟児養育医療費の助成金でございます。

26節は、公用車車検の際の自動車重量税でございます。

続きまして、2目児童措置費でございます。主には児童手当支給事業、誕生祝い事業、第3子以降育児支援事業、出産・子育て応援交付金給付金給付事業に要する経費でございます。

1節と8節は、児童手当支給事務に携わる会計年度任用職員の報酬及び費用弁償でございます。

10節は、各事業のコピー代、事務用品等の消耗品、支払通知用封筒等の印刷製本費でございます。

11節は、各給付の支払通知の郵送料でございます。

13節は、児童手当システムの借上料に要する費用でございます。

56ページをお願いいたします。

18節は、出産・子育て応援ギフトに町独自上乗せ分を含めた交付金でございます。

19節は、児童手当の支給費と第3子以降の出生時及び小学校中学校入学時の祝い金でございます。

続きまして、3目母子福祉費でございます。主には、母子・父子家庭医療費助成に要する経費でございます。

10節は、コピー代、事務用消耗品等の購入代、受給資格者証等の印刷製本費でございます。

11節は、受給資格者等の郵送料でございます。

12節は、年次更新事務業務委託でございます。

18節は、大和町母子福祉会への補助金でございます。

19節は、母子・父子家庭の医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費でございます。当該目におけます前年度比で、3,956万1,000円の減額になっておりますものは、主には小規模事業所や事業所内保育所と幼児教育保育の無償化を利用する児童の減少によるものでございます。事業の主なものとしましては、もみじヶ丘保育所の管理運営のほか、民間保育園・認定こども園・地

域型保育事業者への給付、病後児保育事業運営に要します経費でございます。

1 節は、もみじヶ丘保育所の保育士・看護師・業務員に係るパートタイム会計年度職員10名分の報酬、及び嘱託医に対する報酬でございます。

57ページをお願いいたします。

引き続き 4 節につきましては、パートタイム会計年度職員の期末手当、社会保険料、共済組合負担金が含まれております。

7 節は、保育所入所選考会選考委員 3 名分の謝金と、もみじヶ丘保育所の入所式や運動会等の際の記念品等の賞賜金でございます。

8 節は保育士の研修旅費と、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10 節は、もみじヶ丘保育所での保育教材及び一般事務消耗品費、灯油・プロパンガスの燃料代、来客用のお茶代、文集の印刷製本費、電気料等の光熱水費、小破修繕費、給食に要する賄い材料費のほか、病後児保育施設における消耗品、プロパンガス等の燃料代、電気代、上下水道料でございます。

11 節は、もみじヶ丘保育所での電話料等の通信運搬費、保育料のコンビニ収納手数料、及びエアコン等の清掃手数料、建物火災保険料のほか、病後児保育施設の電話料、火災保険料等でございます。

12 節は、平成 5 年度に建築しましたもみじヶ丘保育所の本館が建築後 30 年を経過するに当たりまして、令和 8 年度に長寿命化改修工事を予定しております。改修工事に向け、令和 6 年度においては改修工事の手法や工事の範囲、乳幼児が共用している建物でございますので居ながら工事のスケジュールの検討、建築機構等による概算費用の算定などを取りまとめるための基本設計に要する費用としまして 606 万 7,000 円を計上させていただいておりますほか、例年計上しております民間保育園への運営費委託料、児童の入所・退所を管理する保育業務システム保守、給食調理業務、清掃業務、消防施設点検、警備業務等の施設維持業務のほか、病後児保育施設の運営委託費でございます。

13 節は、保育業務システムや A E D 並びに印刷機のリース料、遠足時のバス借上料、清掃業務借上料のほか、病後児保育施設の A E D 並びに券売機のリース料でございます。

17 節は、もみじヶ丘保育所での所外保育用の手押し車や教材等を購入するものでございます。

58ページをお願いいたします。

18節、負担金は認定こども園・小規模保育園・事業所内保育への運営費負担金、日本保育保険協議会等の各種協議会・研修会への負担金、そのほかに幼児等の幼児教育・保育無償化に係る負担金を、補助金は認可外保育施設や企業主導型保育施設を利用した場合の保育料の一部の補助を行うもの。また、一時預かり及び延長保育・障害児保育、・地域子育て支援拠点などの運営に係る費用の一部を認定こども園と民間保育園に補助するものでございます。

続きまして、5目児童館費でございます。主に7つの児童館の運営管理に要する費用と、放課後児童クラブの運営に要します費用でございます。

59ページをお願いいたします。

1節は、7施設46名分の児童館運営協議会委員報酬と、各児童館で児童厚生員として従事するパートタイム会計年度職員5名分の報酬でございます。

2節から4節は会計年度職員任用職員の手当・社会保険料でございます。

7節は、各児童館の行事や職員研修の際の講師謝金でございます。

8節は、児童館運営協議会委員の費用弁償、職員研修の旅費とパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、各児童館で実施する行事や放課後児童クラブなどでの教材材料費等の消耗品費、ガス代等の燃料費、来客用お茶代、電気水道等の光熱水費、小破修繕費でございます。

60ページをお願いいたします。

11節は、電話料・切手代等の通信運搬費、及びピアノ調律等の手数料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。

12節は、民間委託を行っております吉岡・宮床もみじヶ丘・杜の丘児童館の各児童館と吉岡放課後児童クラブの運営委託料、各児童館の消防施設やエアコン点検、宮床児童館ほか2施設の警備業務委託に要する費用でございます。

13節は、各児童館のAEDや印刷機のリース料、ICTシステムリース料、児童館職員の研修などの際の有料道路通行料や駐車場利用料でございます。

17節は、吉田児童館の教材備品、吉岡放課後児童クラブの管理用備品の購入でございます。

18節の負担金は、宮城県児童館連絡協議会、黒川地区防火管理協議会に対して、補助金は母親クラブへの補助金のほか、放課後児童支援処遇改善補助金及び民間放課後児童クラブに対する運営費補助として交付する放課後児童健全育成事業補助金でございます。

続きまして、6 目子育て世帯生活臨時応援事業費でございます。

18節の交付金は、子育て世帯生活臨時応援給付金としまして、令和6年度の申請交付分に対して給付を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、3 項 1 目災害救助費でございます。令和4年3月に発生しました福島県沖を震源とします地震によります被災世帯に対して、住宅被害程度または住宅の再建方法に応じて支給する被災者住宅再建時支援事業費でございます。

18節は、再建方法としまして解体してからの居宅を建設または購入した場合を想定し、支援金を試算したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

続きまして、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費の主なものとしたしましては、母子保健、乳幼児の各健診、出産祝い品贈呈、出産子育て応援交付金伴走型相談支援、栄養改善実施予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業会計・下水道事業会計への繰出金によるものでございます。

説明書61ページになります。

1 節は乳幼児の各健康診査・育児相談・訪問指導・健康づくり事業等に従事します保健師・看護師・歯科衛生士・助産師・公認心理師などのパートタイム会計年度任用職員の報酬でございます。食育推進会議の委員報酬を計上いたしておりますが、先ほど議案第4号で関連する条例を可決いただきましたので、今後予算組替えの補正を行うこととなるものでございます。

7 節は保健推進員76名、乳幼児の各健診、新生児訪問、巡回相談支援などの際の医師・保健師・公認心理士などに対する謝礼、及び子育てセミナー・離乳食セミナー・

3年ぶりに実施いたします食生活改善推進委員の養成講座などのほか、来年度からひきこもり居場所支援事業を毎月実施するための謝礼を計上しておるものでございます。賞賜金は、健康づくり実践者表彰や献血協力者への記念品、出産祝い品贈呈事業の絵本セットの購入に要します費用でございます。

なお、健康たいわ21プラン推進委員会・自死予防対策連絡協議会の委員に対しまして会議出席時の謝礼も計上しております。先ほどと同様に、関連する条例可を決いただきましたので、今後1節への予算組替えの補正を行う予定となるものでございます。

8節は、会議開催時の費用弁償、保健師研修参加旅費、乳幼児の各検診や健康づくりに従事しますパートタイム会計年度任用職員の通勤手当でございます。

説明書62ページになります。

10節は、各種健診、育児相談、健康づくり、自死予防対策、献血等に要します物品類、啓発物、母子健康手帳新生児訪問配付資料などの購入費のほか、公用車燃料代、会議開催時のお茶代、乳幼児健診等の年間カレンダー、各種健診審査票の印刷費、及び乳幼児健診等で使用します消毒液・衛生用品類の購入費でございます。

11節は、乳幼児健診や事業の案内に要します郵送料、携帯電話使用料、検診用タオル類のクリーニング代、外国人支援のための窓口での通訳筆耕派遣費、公用車の自賠責保険料、保健推進員のボランティア保険加入料でございます。

12節につきましては、医師会への休日在宅当番医業務、保健推進員全体研修会講師派遣、妊婦・産婦の健診、乳幼児の各健診、産後ケア事業の委託費、令和4年度から実施しております新生児聴覚検査につきましては検査費の上限を5,000円から8,000円に増額するほか、母子健康手帳アプリ運用保守、今年度から引き続いての健康たいわ21プラン・食育推進計画の次期計画策定業務に要します費用でございます。

13節は、健康管理システム機器の賃借料及びシステム利用料、会議・研修会出席時の駐車場使用料、遠方出張時の有料道路通行料でございます。

18節、負担金は公立黒川病院及び火葬場経費に係ります負担金、黒川地区地域医療対策委員会等各団体への負担金、職員の研修参加負担金のほか、来年度新たに県の事業として実施されます産後ケア事業の受入れ先となる助産院等に対する人員確保・施設改修費用の補助制度の町からの負担金でございます。補助金につきましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会に対する活動費補助でございます。

19節は、里帰り先での妊婦及び産婦の健診費用、新生児の聴覚検査費用の助成、並びに住民税非課税世帯に対する初回の産科受診料助成に要します費用でございます。

説明書63ページ目になります。

23節は、水道事業会計の出資金でございます。

26節は、公用車2台分の車検整備に伴います自動車重量税でございます。

27節は、水道事業会計及び下水道事業会計の浄化槽整備事業への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、健康教育、健康相談、各種がん検診のほか、医療用ウィッグ・乳房補整具費用助成などに要します費用でございます。前年度比で2,432万6,000円の増となっておりますが、令和6年度から基本健診・各種がん検診受診者の自己負担額について無料化も含めて軽減する見直しを行っていること、あとは75歳以上の高齢者の基本健診費用につきまして後期高齢者医療保険特別会計から一般会計に予算を移管計上したことが主な要因でございます。

1節は、検診の準備に係ります事務補助員、及び各種検診・健康相談・疾病重症化予防等の訪問指導に要します保健師・看護師等の会計年度任用職員の報酬でございます。

7節は、県予防接種健康被害調査委員会委員に対します会議出席の謝礼となりますが、こちらも先ほど条例を可決いただきましたので、今後1節への予算の組替え補正となるものでございます。

8節は、会議開催時の費用弁償、健診の事業に従事します会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節は、各種検診の事務用品、健康たいわ21推進大会など健康教育事業の啓発物品・教材等の購入費用のほか、会議用お茶代、各種検診の申込書・受診票・予防接種の通知・接種券・封筒などの印刷経費、感染症対策用医薬材料費の購入に要します費用でございます。

11節は、予防接種・各種がん検診に係ります通知・受信料の郵送料でございます。

12節は、サブロー健康塾、健康づくりモデル地区事業への講師派遣、各種健康教室事業での健康機器による測定業務、及び結核検診・個別予防接種・健康増進法に基づきます基本健診のほか各種がん検診・脳検診・歯周病検診などの業務委託に要します費用でございます。このうち成人歯周病検診につきましては、若年層の歯周病疾患患者の増加を受けまして、来年度からは20歳・30歳の若い年代の節目年齢にも拡大して実施することとなるものであります。

また予防接種費用に関しまして、子供インフルエンザ費用助成につきましては、これまで保護者への給付助成事業として19節扶助費に計上しておりましたが、来年度か

らは予防接種業務を医師会との委託契約に切り替えることとしており、委託費850万円をこの12節に計上しているものであります。

13節は、各種研修会出席時の駐車場使用料でございます。

19節は、里帰り出産時の乳児の予防接種費用、医療用ウィッグ・乳房補整具購入、高校3年生までの子供インフルエンザ予防接種費用の償還払助成に要するものでございます。

また、説明書64ページになりますが、来年度から50歳以上の方を対象といたしまして带状疱疹の予防接種に対する費用の助成を行うこととしております。現在薬事承認を受けております2種類のワクチンの接種費用に応じましてその半額程度、具体的には接種が1回で済む生ワクチンについては4,000円、比較的長期間の発症予防効果があるとされる不活化ワクチンにつきましては2回分、それぞれ1回当たり1万円を助成するというものでございます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和5年度末をもって全国国費とする臨時特例接種が終了となります。来年度以降、秋冬の時期に季節性インフルエンザと同様に65歳以上の高齢者を対象に定期接種として実施する方針が示されておりますが、現時点では詳細がまだ決定しておりませんので、今後確定し次第、必要な予算措置をするものであります。

以上でございます。

議 長 （門間浩宇君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。64ページでございます。

環境審議会や環境美化推進、環境衛生課活動事業、不法投棄パトロール及び撤去業務、臨時粗大ごみ引取り、水質検査、飼い犬の登録管理業務等の経費でございます。

1節は、環境審議会委員9名の報酬でございます。

7節は、環境美化推進員の謝金、及び不法投棄やポイ捨て防止等環境美化意識の向上を目的に、児童を対象としたごみ減量化標語募集に係る記念品代の賞賜金でございます。

8節は、環境審議会委員費用弁償及び研修会職員旅費でございます。

10節は、防疫薬剤費、不法投棄防止看板、事務用品代、公用車燃料費、会議時お茶

代、環境基本計画書・臨時粗大ごみ周知用チラシ等の印刷代、防犯カメラ、電気料、公用車検代、防疫薬剤散布機の修繕料等でございます。

11節は、狂犬病予防集合注射通知等の郵送料の通信費、放浪犬猫等一時預かり手数料、公用車保険料等でございます。

12節は、不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去業務、臨時粗大ごみ運搬業務、町道周辺清掃業務、自動車騒音測定、河川水質検査業務委託料、狂犬病予防集合注射、犬登録システム保守料等の委託料でございます。

13節は、狂犬病予防集合予防集合注射時会場借上料でございます。

14節は、不法投棄監視カメラ設置工事費でございます。

65ページをお願いいたします。

17節は、防疫薬剤散布器・騒音測定器等購入代でございます。

18節は、町環境衛生組合連合会及び黒川食品衛生協会大和支部への補助金、並びに宮城グリーン購入ネットワークの負担金でございます。

26節は、公用車重量税でございます。

続きまして、2項1目廃棄物処理費は、一般廃棄物収集運搬業務等に係る経費やクリーンステーション整備費助成事業、資源回収奨励金交付事業、宮床山田最終処分場跡地の維持管理等の経費でございます。

1節は、廃棄物減量等推進審議会委員9名の報酬でございます。

7節は、ストックヤード草刈り・環境整備作業に係る補助金、審議回収団体に対する奨励金でございます。

8節は、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。

10節は、クリーンステーション用縦看板ポール・ごみ収集ネット代、会議時お茶代、廃棄物手数料納付書・一般家庭用ごみ収集計画表等の印刷代、クリーンステーション・宮床山田最終処分場跡地フェンス修繕料等でございます。

11節は、クリーンステーション蜂の巣駆除手数料、ストックヤードコンテナ保管庫の火災保険料でございます。

12節は、一般廃棄物収集運搬、動物死骸回収処理、宮床山田最終処分場跡地の除草の委託料でございます。

18節、負担金は黒川地域行政事務組合の負担金といたしましてし尿処理経費分・ごみ処理経費分・最終処分場経費分でございます。補助金は、クリーンステーション整備費補助金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

暫時休憩します。再開は午後 2 時15分とします。

午後 2 時 0 0 分 休 憩

午後 2 時 1 4 分 再 開

議 長 （門間浩宇君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

農林振興課長兼農業委員会事務局長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

引き続きよろしくお願いいたします。

66ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目 農業委員会費でございます。農業委員会総務費及び農業者年金委託事業費でございます。

1 節につきましては、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。

8 節につきましては、農業委員等の総会出席及び案件調査等に係ります費用弁償、先進地視察研修及び職員の旅費でございます。

9 節につきましては、農業委員会の会長交際費でございます。

10 節につきましては、消耗品費として総会議案書等のコピー代等、燃料費は公用車のガソリン代、食糧費は農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費は農業委員会により・農地法申請用紙等の印刷に要するものでございます。

11 節は、郵便料金及び現地調査用タブレット端末通信費でございます。

12 節は、農地基本台帳システムの保守委託料でございます。

13 節は、車借上料といたしまして農業委員等研修に係りますバス借り上げ、有料道路通行料は研修等で高速道路等を利用した場合に、システム利用料は農地台帳システム及び農地調査用タブレット利用に要する費用でございます。

18 節、負担金は一般社団法人宮城県農業会議ほか 3 団体への会費でございます。

67ページをお願いいたします。

補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会への補助金でございます。

次に２目農業総務費でございますが、農林振興課所管分と財政課所管分がございますので、初めに農林振興課所管分についてご説明いたします。農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

７節の賞賜金は、農協まつりの際の農産物品評会の副賞に要するものでございます。

１０節の消耗品費は一般事務用品であり、１９万８、０００円の計上でございます。燃料費は、公用車とふれあい農園管理の燃料代で１２万４、０００円の計上でございます。光熱水費はふれあい農園の水道・電気代であり、２３万円の計上でございます。修繕料はふれあい農園管理機の修理費で、１１万円の計上でございます。

６８ページのほうをお願いいたします。

１１節の自動車損害保険料は公用車に係るもので３万７、０００円の計上で、保険料４万４、０００円はふれあい農園管理棟の建物共済保険に要するものでございます。

１２節業務委託はふれあい農園の管理委託料で、４５万１、０００円の計上でございます。施設備品管理委託はふれあい農園の浄化槽管理清掃委託であり、１５万７、０００円の計上をお願いするものでございます。

１８節負担金は、宮城農業振興公社及び鳴瀬川水系サケマス増殖協会への会費でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、財政課所管分をご説明申し上げます。財政課分といたしましては、町民研修センター・宮床基幹集落センター・吉田ふるさとセンター及び落合ふるさとセンター４施設の維持管理に要します経費を計上いたしてございます。

１０節をご覧願います。消耗品費といたしまして各施設の管理用事務用品や清掃用具等購入費用、燃料費は灯油・ガス代等、印刷製本費は施設使用申請書の印刷経費でございます。光熱水費は電気料及び水道料金、修繕料は施設の小破修繕料を計上いたしております。

１１節は、通信運搬費として電話料金を、火災保険料は各施設の共済保険料でございます。

１２節です。業務委託は、町民研修センターの窓口受付業務のほか、除雪業務等を計

上いたしております。測量設計・施工管理委託は、町民研修センターの長寿命化改修実施設計、落合ふるさとセンターの大規模改修工事施工管理業務などを計上いたしております。施設備品管理委託では、各施設での清掃業務や生け垣剪定業務等であります。

13節は、A E Dのリースやテレビ聴取料、清掃用具リース料等でございます。

14節は、落合ふるさとセンターの大規模改修工事を予定いたしておるものでございます。

17節は、落合ふるさとセンターの大規模改修工事に合わせまして、机・椅子等の備品を購入するものであります。なお備品購入につきましては、全額落合財産区からの繰入金を充当予定といたしております。

財政課所管分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、3目農業振興費でございます。主に農業の振興、農業振興地域の線引き等の見直し事務、経営改善支援活動、多面的機能支払い交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業、及び有害鳥獣対策に要する経費でございます。

1節は、農業振興地域整備促進協議会委員18名分、及び鳥獣被害対策実施隊56人分の報酬でございます。

3節は、休日等に有害鳥獣対応を行う場合、及び産業まつりの実施に係る職員時間外手当でございます。

7節は、認定農業者の認定審査等を行う農業経営改善相談支援チーム員になっております宮城県農業士1名分の会議の際の謝礼でございます。

8節は、農業振興地域整備促進協議会委員の費用弁償でございます。普通旅費は職員の旅費、特別旅費は認定農業者先進地視察研修旅費でございます。

10節、消耗品費につきましては、コピー代、事務用品、有害鳥獣捕獲用のくくりわな300基の購入等に要します経費でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代でございます。

11節、通信運搬費は有害鳥獣対策用携帯電話の通話料、手数料はイノシシのくくり

わなに小熊等が錯誤捕獲した場合に放獣するための麻酔銃のための経費でございます。

69ページをお願いいたします。

自動車損害保険料は、公用車の保険料でございます。

17節機械器具費は、イノシシ捕獲用箱わな10基分の購入費用でございます。

18節、負担金は黒川地域担い手育成総合支援協議会委員のほか4団体への負担金で、町有害鳥獣被害対策協議会への負担金は主にイノシシ等の鳥獣駆除の経費でございます。補助金は、コロナ禍の影響を受けました農林業災害対策利子補給で、県単独分の4期分でございます。農業用廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、野ネズミ駆除に係る農地等環境保全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病虫害防除推進協議会への補助、新みやぎ農協と連携いたしまして、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業に対しての助成、産地育成対策事業としまして曲がりネギ生産にかかります管理機等の購入費の助成、ブルーベリー生産拡大事業への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成でございます。

次に、農業制度資金利子補給といたしまして、令和元年台風19号農業被害災害対策資金利子補給補助、新型コロナ対策農畜産業支援利子補給は、新みやぎ農協資金分の利子補給でございます。農業次世代人材育成投資事業は令和3年度に鶴巢下草地区で、新規就農者総合育成総合対策は令和5年度に落合檜和田上地区で新規就農した2名への就農支援助成でございます。

多面的支払交付金は、町内35組織で取り組みます農村集落維持活動事業への助成、農地集積集約化対策事業は農地中間管理機構を通した利用権設定により農地集積が進むことによって交付される地域集積協力金等の交付、中山間地域振興事業といたしましては吉田みどりの少年団活動とJA新みやぎの特産品普及推進等の事業への助成、中山間地域等直接支払交付金事業は中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部地域が取り組む農業用施設等の維持保全事業に対する助成でございます。

有害鳥獣被害対策として、狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費への助成、有害鳥獣被害防止施設補助事業は農家が農作物被害を軽減するため設置する電気柵や侵入防止柵を購入する費用に対しまして、20万円を限度といたしまして2分の1を助成するものでございます。

70ページをお願いいたします。

次に、4目畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

18節負担金は、宮城県及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金は、管内肥育素牛販売促進対策事業として、町内で生産されました子牛をJA新みやぎあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成しようとするもの。また、繁殖牛・子牛事故共助事業として、死産等に対する共助金として助成するものでございます。

24節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金への利子の積立金でございます。

次に、5目農地費でございます。農地整備事業と県営土地改良推進事業、及び農地農業集落排水事業等に要する経費でございます。

7節は、もみじヶ丘ため池除草作業に要するもの、また県営嘉太神ため池整備事業の計画変更に伴う同意徴集作業にご協力いただく水利組合等に対する謝礼でございます。

7節は、農業土木技術研修会及び現地検討会等に係る職員の旅費でございます。

10節消耗品費は、土地改良設計基準書、アユ・サケ等の稚魚放流代、事務用品及びコピー代のほか、流域治水の観点から水田の貯留機能を活用した田んぼダムを推進するため水田の落水溝を小さくしたロート型堰板の購入費用でございます。食糧費は農地整備事業の説明会等の際のお茶代、印刷製本費は、農業農村整備事業管理計画に係る図面印刷代でございます。修繕料は、宮床山田地区草野川排水路フェンス修繕などの農業用施設の小破修繕に要するものでございます。

11節通信運搬費は、防災重点農業用ため池監視システムの通信料で、保険料は農業用ため池・水路・頭首工など247か所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。

12節業務委託は、杜の丘調整池を農業用ため池として管理するための業務、吉田沢渡地区の農地整備事業に係る換地等調整業務等に要するものでございます。測量設計施工管理委託につきましては、鶴巣地区最終処分場関連の鶴巣鳥屋地区の耕作道整備及び幕柳地区のため池改修に係る測量設計業務、防災重点ため池整備基本設計及びため池ハザードマップ作成業務でございます。

13節、優良通有料道路通行料及び駐車場使用料は出張による業務打合せの際に要するもの、著作権使用料は労務資材設計単価の著作権使用料でございます。

71ページをお願いいたします。

14節は、農道宮床高山8号舗装工事、鶴巣大平地区及び小野地区のため池整備工事、町内8か所のため池の安全施設設置工事、最終処分場関連での鶴巣幕柳地区のため池整備工事に要する費用でございます。

15節は、町内農道維持補修用碎石等の費用でございます。

18節負担金は、宮城県土地改良事業団体連合会・吉田川流域ため池大和町外3か町

村組合・牛野ダム管理組合・吉田川流域土地改良事業連絡協議会の負担金のほか、吉田鶴巣地区農地整備事業については県営土地改良事業での吉田金取北及び沢渡地区の農地整備、鶴巣下北堰・北目堰の計画調査に要する負担金、鶴巣地区環境整備事業については鶴巣鳥屋及び幕柳地区の小西川にて占用しております農業用水利施設の改修事業を県へ委託し、実施する事業負担金でございます。

補助金につきましては、排水機場洪水調整事業として町内4か所の排水機場の光熱水費等の運転費用について大和町土地改良区への助成、農業環境整備事業として町内の農家等が行う農地及び農業用施設の改修・修繕工事に対しての支援、田んぼダムを推進するためのあぜ塗り等の助成、農業水利施設維持管理適正化事業として排水機場のスクリーン更新の助成、吉田地区農地整備事業に伴う大和町土地改良区への編入に係る事務費について大和町土地改良区への調査への補助、県施設管理として許可水利権を取得した施設の取水量報告等の管理経費の補助でございます。

23節及び27節は、農業集落排水事業分の会計間の調整といたしまして、下水道事業会計への出資及び繰り出しを行うものでございます。

次に、6目水田農業対策事業費でございます。水田農業推進に要する費用であり、経営安定所得の推進、転作への助成及び地域計画策定に要するものでございます。

3節は夜間等の農業集落に対する説明会の職員の時間外手当、7節は地域計画検討会の委員の報酬、及び転作等の現地確認の際の立会い人の報奨でございます。

8節は、水田農業視察研修に係る参加者及び職員の旅費でございます。

10節の消耗品費は、印刷用トナー代、事務用品等に要する経費、食糧費は集落代表者説明会等のお茶代でございます。

11節の通信運搬費は、集落代表者説明会の案内発送の郵送料でございます。

12節は、水田台帳システム保守業務に要するものでございます。

72ページをお願いいたします。

13節の機械借上料は、水田台帳地図情報システムの賃借料、車借上料は転作の現地確認の際の車借り上げ及び水田農業視察研修の際のバス借り上げ、有料道路通行料は視察研修の際の高速道路料金でございます。

18節の補助金は、水田農業構造改革対策推進事業といたしまして大和町地域水田農業推進協議会への助成、水田農業ビジョン推進事業として農家集落50集落への話し合い経費の助成、水田営農条件整備事業として転作用農業機械整備を行う7経営体への助成でございます。また、環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、JA新みやぎあさひな地区水稻部会取り組んでおります。環境保全前の取組に対して助成を

行うものでございます。

次に、5款2項1目林業振興費でございます。林業の振興一般、林道及び林道橋の保守点検等、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する費用でございます。

7節報償金は、林道の除草及び倒木の除去等に係る作業に要する経費、及び森林環境譲与税検討委員会の報酬でございます。

10節消耗品費は、原木シイタケPR用品等に係るもの、食糧費は会議開催時のお茶代、修繕料は林道石塚線の不陸整正等の小破修繕に係るものでございます。

12節の業務委託は、森林管理巡視業務及び林道石塚線・伊達山線外除草業務、宮城県森林クラウド運用業務、せせらぎの森維持管理業務、宮床ダム周辺の千本桜維持管理業務、及び森林病虫害等防除業務に要する経費でございます。測量設計施工管理委託につきましては、林道鍛冶屋敷線外4路線に係る8橋梁の林道施設長寿命化計画に基づく点検等の業務を行うものでございます。

14節につきましては、森林環境譲与税を活用して林道滝の原蘭山線の舗装、嘉太神線ののり面修繕工事を行うものでございます。

15節は、林道等維持管理用碎石等に要する経費でございます。

18節の負担金は、県林業振興協会外5団体への負担金でございます。

73ページをお願いいたします。

森林山村多面的機能発揮対策事業は、森林活動団体が国の補助事業を活用して森林整備を実施するための町負担金でございます。県営林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業につきましては、事業費の1割の町負担分をお願いするものでございます。補助金は、林業地域振興事業費として大和町林業地域振興協議会への活動助成、森林保全推進費は宮床生産森林組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成、民有林育成対策推進事業費は国の補助事業により民有林の整備を黒川森林組合が取りまとめまして、補助申請を行う者に対して国の補助事業に合わせまして町で1割の上乗せ助成を行うものでございます。

24節は、森林環境譲与税基金へ基金利子分を積立てするものでございます。

次に、5款3項1目水産業振興費でございます。宮城県が開発しました三倍体イワナである伊達いわなと、町の新たな地場産品となる七ツ森サーモンの普及振興を図るために要する費用でございます。

10節の消耗品費は、イベント参加者向けの啓発費用品及び主食材料等に要する費用で、印刷製本費はイベントチラシ等の作成に要する経費でございます。

12節は、庁舎及び町観光物産協会に展示しております水槽の清掃及び管理業務に要

する費用でございます。

18節伊達いわな、七ツ森サーモン支援事業は、大和町発祥の伊達いわなと新たな地場産品となる七ツ森サーモンの町内飲食店での流通量を増加させ、町内外からの集客を行い、伊達いわな等の魅力をPRするため生産・出荷業者に対して支援を行う費用でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

それでは、引き続き73ページをお開きください。6款1項商工費でございます。

1目商工総務費は、職員の人件費に係るものでございます。

74ページをお開き願います。

次に2目商工振興費、商業及び工業の振興、企業誘致活動等に係る経費でございます。

7節は、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼。

8節は、企業訪問及び東京名古屋で開催されます宮城県企業立地セミナーへの参加、また半導体集積地先進地視察に係る職員の旅費。

10節、消耗品費はコピー代や事務用品・企業訪問時のお土産代など、食糧費は企業等連絡懇話会など、印刷製本費、オープンファクトリー工場見学会等資料印刷代。

11節、通信運搬費は企業訪問用パソコン通信費、手数料は企業立地セミナーに着用するはんでん等クリーニング代、保険料はオープンファクトリー工場見学会参加者の保険料。

12節は、仙台北部中核工業団地内のり面及び中央公園内歩道等の除草、支障木伐採業務、黒川地域産業説明会プロジェクター等設置に要するもの。

13節、機械借上料は企業訪問の際のパソコンリース代、車借上料はオープンファクトリー工場見学会参加者送迎用バス借り上げ代等、有料道路通行料は企業訪問の際の自動車道路通行料。

18節の負担金は、町中小企業振興資金信用保証料補給金、仙台北部中核都市建設連絡協議会・中小企業海外支援のための日本貿易振興機構・仙台貿易情報センター事業運営負担金、東京・名古屋で開催されます県企業立地セミナー実行委員会の負担金。

補助金につきましては、くろかわ商工会の事業費補助金、割増商品券発行事業への助成として2割増商品券8,000セットに対しまして割増し分及び換金等事務手数料の補助、商店街担い手育成事業として「大和まるごと市」への助成、町中小企業振興資金等利子補給、地域で頑張る事業者応援補助事業費として商品開発・店舗等イメージアップ・空き店舗等活用支援のための補助のほか、町小規模事業者経営改善資金融資に対する利子補給金でございます。

20節は、町中小企業振興資金預託金。

75ページをお願いいたします。

21節は、同じく損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございます。観光の振興、観光施設の維持管理、本町の観光と物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成、「まほろば夏まつり」や「お立ち酒全国大会」のほか、各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節は、船形山登山道・自然遊歩道の倒木伐採等作業及び松沢避難小屋・セツ森遊歩道等の管理に係るもの。

10節消耗品費は、事務用消耗品のほか観光施設用管理を消耗品代、及び町制施行70周年記念観光PRノベルティ等、燃料費は公用車の燃料代、印刷製本費は観光ガイドブックの増刷のほかオートキャンプ場及びレンタサイクル啓発用チラシ印刷代、光熱水費は旗坂野営場公衆トイレの電気料、修繕費は施設等の超過修繕のほかセツ森ふれあいの里バンガロー階段塗装修繕、花野果ひろば車場車止めブロック修繕に係るものでございます。

11節、広告料は河北お正月キャラクター等広告宣伝料、手数料は旗坂野営場の水質検査及びアサヒナサブロー着ぐるみ等のクリーニング代、火災保険料はセツ森陶芸体験館等観光施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車の任意共済保険、保険料は尾花沢花笠踊り等参加者の保険料のほか、レンタサイクル及びオートキャンプ場賠償責任保険料等でございます。

12節の業務委託料は、七つ目陶芸体験館等3施設の指定管理料のほか、ダム周辺公園等関連施設及び南川ダム資料館の管理業務、自然遊歩道等の除草業務、大和町観光案内業務、観光PRバスツアー実施業務、観光PR動画作成業務などに係るもの、測量設計施工管理委託につきましては蛇石せせらぎ公園駐車場整備事業に係る実施設計、並びに不動産鑑定評価業務に係るもの、施設備品管理委託は旗坂野営場の浄化槽給水を含めた施設の維持管理に係るものでございます。

13節の会場借り上げ料は、船形山入山届出冬期専用ポスト、及び吉岡地区本陣案内

所に係るもの、機械借上料は本陣案内所他 2 施設に設置した A E D リース代、車借上料は花笠踊り参加者送迎用のバスの下での借上料、有料道路通行料は石鳥谷まつり参加の際の高速道路通行料でございます。

14 節は、あさひな湖畔公園外 1 施設に設置する防犯カメラ設置工事、四十八滝運動公園既存トイレ扉改修工事、同公園オートキャンプ場内バックネット解体工事及び区画内暗渠排水工事、七ツ森陶芸体験館階段手すり設置工事に係るものでございます。

15 節は、蛇石せせらぎ公園未舗装仮駐車場等の補修用碎石代。

16 節は、蛇石せせらぎ公園駐車場整備に係る土地購入費。

17 節は、船形山登山道及び升沢避難小屋周辺整備用草刈り機の購入。

76 ページをお願いいたします。

18 節負担金は、県立自然公園船形山連峰御所山連絡協議会のほか 4 団体への負担金、及び防火管理者資格取得講習会職員 2 名分の報酬負担金、補助金につきましては町観光物産協会・まほろばまつり実行委員会のほか 3 団体への助成でございます。

なお、町観光物産協会の増額の主な要因としましては、臨時職員 1 名の増員のためであります。そのほか新たな取組としてダムを観光資源としたイベントに係る経費を含んでおります。また、オートキャンプ場利用者の向上及び町内温泉の誘客を図るため、温泉半額で利用できる温泉利用券補助を新たに創設しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （門間浩宇君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きまして、7 款 1 項 1 目土木総務費でございます。道路台帳の作成及び修正業務などのほか、各種協議会の負担金などの土木管理費、国土調査などの用地対策費に要します費用でございます。

1 節は、窓口業務等補助員といたしましての会計年度任用職員 1 名に要します費用。

3 節は、会計年度任用職員の期末手当。

77 ページをお願いいたします。

4 節は、会計年度任用職員の社会保険料、共済組合負担金。

8 節は、会計年度任用職員の交通費に要します費用でございます。

10 節のうち、消耗品費は法令の追録・積算資料等参考図書購入のほか、境界立会い

時用計測テープなどの購入費用、食糧費は用地協議及び計画説明会など開催時のお茶代に要します費用でございます。

11節は、携帯電話 4 台分の通信料及び使用料。

12節は、吉田落合線ほか道路改良工事などの完成に伴います道路台帳修正を含む10路線4.4キロメートルの道路台帳作成及び修正業務、及び国土調査の誤訂正などに要します費用でございます。

13節は、都市建設課業務の際の会場借上料、機械借上料は大型コピー機借上料。会議・先進地視察時の有料道路通行料、及び駐車場使用料のほか建設物価調査会などの電子版での利用も含みます著作権使用料、積算システムのシステム利用料に要します費用でございます。

15節は、用地境界プレート購入に要します費用。

18節の負担金は、宮城県道路協会ほか 9 団体の各負担金に要します費用でございます。なお、県道大衡仙台線建設促進協議会への令和 6 年度の負担はないものとなっております。

続きまして、78ページ 2 項 1 目道路維持費でございます。道路の側溝、舗装の修繕、街路樹の剪定や除草、及び道路維持管理、道路維持作業車等の管理のほか、街路灯・バスターミナルの管理、並びに除雪等に係ります費用でございます。

7 節の報償費は、町道の局部的に行う場合の除草や土砂撤去作業に要します費用。

10節のうち、消耗品費はコピー代並びに土のう袋など道路維持作業資材のほか、3.5トンダンプ・道路パトロール車など公用車両の消耗品などに要します費用、燃料費は道路維持管理車両・機械などのガソリン代、光熱水費は道路照明灯に係ります電気料、そのほかバスターミナル等にかかる電気料及び上下水道料にかかる費用でございます。修繕料は、3.5トンダンプ・道路パトロール車など公用車両の車検代や修理代、及び道路照明灯修繕のほか、道路施設等の消火修繕などに要します費用でございます。

11節のうち、手数料は街路樹などに発生した場合のクモの巣駆除費用、及び 3.5トンダンプ 1 台・パトロール車 1 台・軽トラック 1 台、合計 3 台の車検時の印紙代、火災保険料はバスターミナルの待合所などの火災保険料、自動車損害保険料は都市建設課所管の車両・除雪作業機械などの自動車損害賠償責任保険料、及び任意保険料に要します費用でございます。

12節は、町道維持管理業務、植樹帯などの除草業務、街路樹の選定業務、側溝等堆積土砂の撤去業務、道路路面清掃業務に要します費用のほか、舗装面の状況を確認す

るための路面性状調査業務、バスターミナル待合所の清掃警備・除草業務及び1か月分相当の春季除雪に要します費用でございます。

13節は、町裏西道線・台ヶ森立輪線合わせに係ります土地の借上料でございます。

14節は、舗装修繕工事としまして山下大沢線・舞野下草線の2路線、及び天皇寺排水路整備に伴います舗装部分すりつけ工事、側溝修繕工事は現場打ち側溝の解消といたしまして大崎線・前小路線の2路線、新最終処分場関係といたしましては町頭2号線、道路修繕工事は部分道路補修などに要します費用でございます。

15節は、碎石・山砂・アスファルト合材などの道路維持補修用資材、及び側溝蓋などの道路附属物の資材購入に要します費用でございます。

26節は、3.5トンダンプ1台・パトロール車1台・軽トラック1台、合計3台の自動車重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費でございます。単独事業・国土交通省補助事業・防衛省補助事業・新最終処分場関係事業に伴います道路改良事業等に係るものでございます。

79ページをお願いいたします。

10節は、コピー代及び一般事務用品などに要します費用。

12節のうち、国土交通省補助事業は天皇寺橋を含みます66橋の橋梁定期点検、及び長寿命化修繕計画策定業務や、魚板橋・魚板歩道橋・簀垣橋橋梁修繕工事に係ります積算・施工管理業務、及び橋梁補修工事に係ります産業廃棄物のPCB産廃処分業務、もみじヶ丘幹線4号線としましては、歩道改修を含みます道路改良詳細設計業務に要します費用でございます。防衛省補助事業は、雷神線道路改良工事に係ります施工管理業務、新最終処分場関係事業では大平上地区内の幕柳大平線側溝入替えを含みます道路改良工事に係る道路詳細設計に設計業務に要します費用でございます。

14節のうち、国土交通省補助事業では魚板橋・魚板歩道橋・簀垣橋修繕工事。防衛省補助事業では雷神線の道路改良工事及び松坂平1号線舗装改良工事。単独事業といたしましては吉岡小学校北側にございます権現堂海老沢線の歩道の一部が狭いことから、その解消を図るための工事に要します費用でございます。

18節は、大和町吉岡西部土地地区画整理事業に係ります町道分の公共施設管理者負担金に要します費用でございます。

続きまして、3目橋梁維持費でございます。

14節は、橋梁の段差解消などの緊急補修工事に要します費用でございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費でございます。

14節のうち、単独事業といたしましては区画線設置工事といたしまして町道高田線外で実施するもの、歩行者用路面区画表示、グリーンベルトといたしましてはもみじヶ丘3丁目17号線外におきまして実施するもの、自転車用ナビラインにつきましてはサブチャリ利用区間でもございます且ノ原線の七ツ森大橋交差点部から立輪水辺公園までの区間で実施するもの、交差点の安全対策といたしましては継続して実施しております歩道部防護柵設置につきまして、熊谷小野線にございますもみじヶ丘幼稚園付近の交差点のほか、吉岡停車場線と吉岡吉田線交差点で実施するものでございます。また新最新最終処分場関係といたしましては、北目地区の大崎三ノ関線の一部に歩行者用路面区画表示・グリーンベルト等に要します費用でございます。

15節は、カーブミラー等の道路安全施設用品購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費でございます。河川愛護会助成を含みます河川維持管理・機関操作管理のほか、吉田川床上浸水事業対策といたしまして国土交通省で実施いたしました竹林川遊水地に伴います地元対策に要します費用でございます。

10節のうち、消耗品費は油漏れ等に対応します吸着マットなどの購入費用、光熱水費は一級河川西川樵橋上流左岸にございます樵樋管、及び右岸にございます西川樋管に係ります電気料、修繕費は準用河川の土羽護岸乗りかけなどの小破修繕に要します費用でございます。

11節は、貸出し用除草機械2台の任意保険料に要します費用。

12節は、吉田川河川公園の除草業務、準用河川の支障木伐採等業務、樵及び西川両樋管の鶴巣大崎地区及び鳥屋地区へお願いいたします操作管理業務のほか、吉田川床上浸水事業対策でございますが、舞野地区へお願いいたします竹林側遊水地周辺の除草業務に要します費用でございます。

14節は、準用河川湯名沢川の堆積土砂撤去工事の継続と、吉田川床上浸水事業対策では舞野地区排水対策といたしまして、内水の流入先となります地区内水路の洗堀防止対策を含めた水路工事を令和6年度で全区間一気に行うものの費用でございます。

18節は、県管理の一級河川6河川、及び町管理の準用河川2河川、合計8河川を18地区で除草作業を実施いただいております大和町河川愛護会への助成に要します費用でございます。

80ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務及び都市計画審議会の開催、協議会への負担金に要します費用でございます。

1節は、年3回開催予定の都市計画審議会会長外委員名の報酬に要します費用。

8 節は、同じく都市計画審議会会長外 8 名の費用弁償に要します費用でございます。

10 節のうち、消耗品費はコピー代・プリンターロール紙及び都市計画関係図書等の購入費用、食糧費は都市計画審議会におけますお茶代、修繕料は都市計画図等印刷用プリンターに要します費用でございます。

12 節は、地区計画パンフレット等の都市計画関係図書作成業務のほか、次期市街化区域編入に向けまして宮城県へ要望しております地区につきまして、地区の課題や進め方を含め優先度などを検討する業務の費用となっております。

18 節は、全国街路事業促進協議会の負担金。

24 節は、都市整備基金への積立金でございます。

続きまして、2 目下水道費でございます。

23 節は、下水道事業会計の出資金。

27 節は、下水道事業会計の繰出金となっております。

続きまして、3 目公園費でございます。都市公園 29 か所、都市緑地 8 か所、及びそのほかの公園・緑道など 152 か所の維持管理に要します費用でございます。

10 節のうち、消耗品費は公園管理用注意看板などの資材購入費用、光熱水費は公園などの街灯の電気料及び公園トイレ等の上下水道料金、修繕料は地区へ委託しております公園などの小破修繕に要します費用のほか、防災調整池のフェンス等の修繕に要します費用でございます。

11 節のうち、手数料は吉岡東公園ほか 4 公園の水道開栓手数料、火災保険料は公園トイレ・東屋等の火災保険料、保険料は公園緑地などの損害保険料に要します費用でございます。

81 ページをお願いいたします。

12 節は、大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託、及び緑地等の維持管理業務、もみじヶ丘 3 号公園外 3 公園の地元への維持管理委託費用のほか、公園遊具等の点検業務、杜の丘 1 号外の緑地内にあります支障となる樹木伐採業務に要します費用でございます。

14 節は、東下蔵公園・舞野ふるさと公園・三峯公園にございますトイレの一部を洋式化にする改修工事、及び吉岡南中央公園・城内大堤公園の沿道修繕工事。もみじヶ丘 3 号公園では外周フェンス工事に要します費用でございます。

18 節は、大和町吉岡西部土地区画整理事業に係ります公園分の公共施設管理者負担金に要します費用でございます。

続きまして、4 目土地区画整理費でございます。

10節のうち、消耗品費はコピー代及びその他一般事務用品などの購入費用、食糧費は区画整理事業に関係します事業説明会などにおきますお茶代に要します費用でございます。

11節のうち、通信運搬費は地権者等への報告・連絡用切手代。

12節は、令和5年度に実施しておりました北四番丁大衡線西側のり面部土地購入に伴います分筆登記につきまして、土地購入が令和6年度にずれ込みますことから、その業務に要します費用でございます。

14節は、北四番丁大衡線西側のり面部側道を整備します区域外道路工事に要します費用。

16節は、北四番丁大衡線西側のり面分土地購入に要します費用でございます。

27節は、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計の繰出金でございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。

18節は、宮城県で実施しております都市計画街路事業、都市計画道路北四番丁大衡線整備事業に係ります令和6年度分負担金に要します費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。町営住宅につきましては、木造住宅12棟12戸、中層アパートにつきましては7棟140戸、合わせまして19棟152戸、そのほか子育て支援住宅では吉田地区7棟7戸、鶴巣地区4棟8戸、落合地区2棟16戸、宮床地区8棟8戸の維持管理に要します費用でございます。

82ページをお願いいたします。

7節は、子育て支援住宅敷地内の公園除草・側溝土砂撤去などに要します費用。

10節のうち、消耗品費は法令の追録代、図書及びその他事務用品の購入代のほか、消火器の交換等に要します費用、光熱水費は鶴巣子育て支援住宅敷地内にございます公園の水道料金、及び落合子育て支援住宅敷地内にございます駐輪場などの照明灯電気代に要します費用でございます。そのほか、令和6年度分の西原第一住宅2号棟給排水管等改修工事仮住まいに係りますガス・上下水道・電気料金に要します費用でございます。修繕料は、各住宅の排水管・電気設備・明渡し時などの修繕に要します費用でございます。

11節のうち、通信運搬費は収入申告などの返信用切手代、手数料はクモの巣駆除作業・受水槽の水質検査・退去明渡し時のクリーニング代のほか、鶴巣子育て支援住宅敷地内にございます公園、及び西原第一住宅2号棟給排水管等改修工事仮住まいの水道開栓手数料に要します費用、火災保険料は各住宅の火災保険に要します費用でございます。

12節は、町営住宅敷地内の除草等管理、中層アパート7棟の給水施設保守点検、消防設備点検、遊戯施設点検、落合子育て支援住宅敷地内の芝生刈り込み等の管理業務に要します費用でございます。

13節は、西原第一住宅2号棟給排水管等改修工事仮住まいに係りますテレビ受信料に要します費用でございます。

14節のうち、単独事業は西原第一住宅の駐車場区画線設置工事のほか、老朽化いたしました遊具設置工事、国土交通省補助事業では令和5年度に引き続き実施いたします西原第一住宅2号棟24戸中、残りの12室の給排水管等改修工事に要します費用でございます。

15節は、子育て支援住宅4地区の区画道路等への融雪剤購入に要します費用でございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。子育て支援住宅の整備に要します費用といたしまして、宮床地区では戸建住宅3棟、吉田地区では戸建住宅2棟の建築等に要します費用でございます。

10節は、コピー代のほか水道メーター材料代。

11節のうち、広告料は募集時の広告料、手数料は宮床吉田地区住宅の建築に伴います各種申請手数料に要します費用でございます。

12節は、宮床地区・吉田地区の戸建て住宅建築に伴います施工管理業務。

14節は、宮床地区3棟・吉田地区2棟の戸建て住宅建築工事に要します費用でございます。

16節は、宮床・吉田地区住宅建築の水道加入金のほか、吉田地区のテレビ共同受信加入金に要します費用。

18節は、宮床地区の住宅建築に伴います農業集落排水分担金に要します費用でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（門間浩宇君）

お諮りをします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。本日はこれで延会します。

再開は明日、2月29日の午前10時です。

大変お疲れさまでございました。

午後2時14分 延 会